

も減少しているとの説明を受けた。

⑤単独随意契約とした理由

京都府の就農・就業に係る総合窓口機能を持ち、就農相談から農業法人等とのマッチング、研修の実施、研修後の就業、地域定着までを府全域において一貫して支援している唯一の機関であるため単独随意契約としている。

⑥外部監査の結果

農業法人等の新規就農業者数は【表 3.11.3 の 8】のとおり増加しており、農業法人等への新規就業者の確保に貢献している状況が伺える。

【表3.11.3の8】 農業法人等の新規就農業者の推移

(単位：千円)

事業	効果測定	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規就農・就業者定着促進事業	農業法人等の新規就農業者数	48	74	78	95	89
	契約先	(社)京都府農業開発公社	(公社)京都府農業総合支援センター	(公社)京都府農業総合支援センター	(公社)京都府農業総合支援センター	(公社)京都府農業総合支援センター
	契約額	87,259	150,516	159,343	119,778	29,345

また、本契約においても公益社団法人京都府農業総合支援センターを外部委託が可能な府内唯一の機関であることを理由として単独随意契約が行われている。

なお、本契約においても京都府会計規則第 162 条の規定により予定価格調書は省略されている。

(5)平成 26 年度主要農産物原種採種事業委託業務

①委託内容

主要農産物種子法第 7 条に基づき、原々種採種は府農林水産技術センター農林センターで行うとともに、原種採種はその業務を外部委託している。

委託内容は、主要農作物（水稻・麦類・大豆）及び京都府オリジナルの小豆・黒大豆などの原種生産である。

②委託の経過及び理由

昭和 25 年度から優良種子の安定供給を目的に委託を実施している。

③委託の効果（経費面を除く）

府内各地に設置される採種ほ場へ京都府が売却した原種を供給、採種ほ場で生産された種子は府内全域の農業者に供給される。

平成 26 年度の採種ほ場の面積は水稻 102.6ha、黒大豆 3.4ha、小豆 2.6ha、小麦 4.9ha となっている。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.11.3の9】 主要農産物原種採種事業委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
入札者	京都府農業協同組合中央会	京都府農業協同組合中央会	京都府農業協同組合中央会
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	32,249	31,803	32,405
契約額	32,249	31,803	32,405

昭和 25 年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

まず、原種生産は、主要農作物種子法における都道府県の義務であり、気象変動に対応出来る熟練した技術と高度な専門知識が必要な業務であること。次に、原種生産並びに府内採種組合の採種生産まで、一貫した管理・指導が行える事業者が他にないこと。そして、府独自品種の府外への流出を防止する強い責任を有する事業者が他にないこと。以上の点から、競争入札の性質又は目的に適しないとして単独随意契約によっている。

⑥外部監査の結果

主要農産物原種採種事業については昭和 25 年から 66 年間継続して京都府農業協同組合中央会と単独随意契約により行われている。確かに法律に基づく事業の継続性、熟練した技術と高度な専門知識という観点から長期同一先との契約となることは一定の合理性はある。

一方、競争原理が働きづらい長期の単独随意契約には、その契約額の妥当性のためより予定価格の積算を適切かつ慎重に行うことが求められると考える。

ここで、【表 3.11.3 の 10】 のとおり本委託事業の予定価格を内訳でみるとその 6 割弱は 3 名の専任職員の人件費が占めている。

【表3.11.3の10】 主要農産物原種採種事業委託業務の契約額の内訳

(単位：千円)

	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約額の内訳	専任職員分	18,847	18,758	18,746
	事業費	11,772	11,435	11,164
	管理費	96	96	96
	消費税	1,536	1,514	2,400
	契約額合計	32,250	31,804	32,406
構成比率	専任職員分	58.4%	59.0%	57.8%
	事業費	36.5%	36.0%	34.4%
	管理費	0.3%	0.3%	0.3%
	消費税	4.8%	4.8%	7.4%
	契約額合計	100.0%	100.0%	100.0%

また、人件費の積算根拠は平成19年度から41歳の京都府職員の平均給与を基礎に算定されているものの、積算の添付資料には、3名の専任職員の業務分担やそれぞれの業務に必要な日数等の3名の専任職員の業務に関する資料が添付されていなかった。また、完了報告書においても3名の専任職員の業務分担や作業の状況に対する記載はなかった。

ちなみに、事業費に含まれる人件費（人夫賃）平成26年度7,461千円については、作物ごとに必要作業事案及び単価を見積もり積算の根拠とされている。

(6)平成26年度府有林業務委託契約

①委託内容

府保有林保育等造林事業

②委託の経過及び理由

昭和57年度から、府内各地の府有林について森林施業の実施を実施しており、各事業地の状況把握が的確であることから委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

中山間地域の就労確保

④契約方法及び委託先の状況

【表3.11.3の11】 府有林業務委託契約の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
入札・プロポーザル 参加者数			
委託先	(社)京都府 森と緑の公社	(社)京都府 森と緑の公社	(一社)京都府 森と緑の公社
契約期間	平成24年4月2日 ～ 平成25年3月29日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	省略	省略	省略
契約金額	35,055	48,342	35,699

昭和 57 年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。なお、一般社団法人京都府森と緑の公社は、平成 27 年 3 月 31 日をもって解散している。平成 27 年度は京都府森林組合連合会とプロポーザル方式により契約された。予定価格は 153,383 千円であり、契約金額も 153,383 千円であった。

⑤単独随意契約とした理由

地域ごとの森林の配置、地質、気候、適正樹種、保育手法等を総合的に把握し、各地域の林業事情（林業事業体等の林業関係者情報、路網の整備等）にも精通しており、府内各地に点在する府有林の保育・管理等を総合的に行える唯一の団体であるため単独随意契約としている。

⑥外部監査の結果

本事業では、自力では管理が困難な奥地で、所有者に代わって森林整備を推進する事業であり、資源造成、山村地域の雇用の創出等地域経済への貢献、水源のかん養、災害の防止等の森林の公益的機能からも、単独随意契約として行う理由は理解できる。

しかし、本契約においても京都府会計規則第 162 条の規定により予定価格調書は省略されている。

なお、外部委託先である一般社団法人京都府森と緑の公社は平成 26 年 4 月 5 日に京都地裁に民事再生法の適用を申請し、平成 27 年 3 月末をもって解散している。

一般社団法人京都府森と緑の公社は 1967 年に府が 75% 出資し設立された。山林を所有者から借り、スギやヒノキを 50 年以上かけて育てた後、伐採した木材の収入は所有者と公社で分け合う計画だった。ただ外国産木材の流入に伴う国産材価格の低迷などで将来、計画通りの収益を上げるのが難しいと判断され民事再生の適用の申請となった。なお、負債総額は約 228 億であり、事業は府に引き継がれた。

(7)ツキノワグマ保護管理事業

①委託内容

イノシシやニホンジカの捕獲を目的として設置された檻・くくりわなに誤って捕獲等されたツキノワグマを安全に放獣するための作業を委託する。

②委託の経過及び理由

平成 18 年度から京都府のレッドリストに絶滅寸前種として指定されたツキノワグマの保護管理のため委託して実施している。

③委託の効果（経費面を除く）

府レッドデータブック（平成 14 年京都府発行）で絶滅寸前種であるツキノワグマは平成 14 年度から狩猟を禁止するとともに、平成 16 年 5 月から府が策定した特定鳥獣保護管理計画に基づき、平成 18 年度から本事業を実施しており、ツキノワグマの推定生息数の回復が推定され、個体群の安定的維持への効果が現れている。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.11.3の12】 ツキノワグマ保護管理事業の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委託先	(株)野生動物保護管理 事務所	(株)野生動物保護管理 事務所	(株)野生動物保護管理 事務所
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	放獣作業1回当たり 215,250円 放獣中断1回あたり 49,350円	放獣作業1回当たり 215,250円 放獣中断1回あたり 49,350円	放獣作業1回当たり 226,800円 放獣中断1回あたり 51,840円
契約(支払)金額	4,950	16,242	13,606

平成 18 年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

クマの放獣作業は危険を伴い、野生動物の生態等を熟知した上で経験的な技術に基づく高度な専門性が極めて高い業務であるため、競争入札に適さない。

また、麻酔処理なしでは対応できないため、獣医師等が必要であるが、当該事業者の従業員のほとんどが放獣作業経験者及び獣医師であり、このような構成員及び放獣作業実績を持つ事業者は他にはないため、外部委託している。

⑥外部監査の結果

ツキノワグマ保護管理事業契約は、平成 18 年度から継続して株式会社野生動物保護管理事務所と単独随意契約を締結している。期間は 1 年であり、同一相手先との契約継続年数は 9 年間である。

委託料は、1 回あたりの作業として契約されており、【表 3.11.3 の 12】のとおり平成 26 年度は、放獣作業は 1 回あたり 226,800 円、放獣中断は 1 回あたり 51,840 円である。

また、過去の放獣実施件数は【表 3.11.3 の 13】のとおり年度の自然状況等の影響により年度のばらつきはあるが、放獣作業 1 件当たりの単価で契約されているため、委託契約額は誤捕獲数に比例して増加する。

【表 3.11.3 の 13】 ツキノワグマ放獣実施件数

年度	H22	H23	H24	H25	H26
放獣実施件数	177頭	21頭	23頭	77頭	63頭

委託先である株式会社野生動物保護管理事務所からの「平成 26 年度ツキノワグマ保護管理事業報告書」には、『誤捕獲は、ニホンジカやイノシシの農業被害対策を目的として設置したなわに捕獲されるものであり、「はこわな」による誤捕獲よりも「くくりわな」による捕獲数が多いことから、「くくりわな」によるクマの誤捕獲のリスクを罠設置者に対して理解を促し、「くくりわな」によるクマの誤捕獲を可能な限り減少させるための啓発・努力が必要』との記載がある。

なお、所管部署にここ 3 年間の誤捕獲を減少させるための啓発・努力の内容とその成果について業務の実績を問い合わせたところ【表 3.11.3 の 14】の回答を得た。

【表 3.11.3 の 14】 誤捕獲を減少させるための活動

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
誤捕獲減少のため講じた対策	ツキノワグマ特定鳥獣保護管理計画及び錯誤捕獲防止チラシによる普及啓発	同左	同左
効果	錯誤捕獲の未然防止	同左	同左
かかったコスト	320円執務室のカラーコピー機でのチラシ印刷経費 (@3.2円×100枚)	同左	同左

ツキノワグマの保護という観点からも、さらにより効果的、効率的な外部委託を行うという観点からも、誤捕獲を可能な限り減少させるための取組を一体的に実施すべきと考える。現状は誤捕獲を防止するチラシを 100 枚程度配布する啓発活動を行っているとの説明を受けている。

3.11.4 結論

(1)指摘事項

なし

(2)意見

①事業統合の可能性の検討について

「実践農場整備事業」、「新規就農・就業者定着促進事業」、「農林水産業ジョブカフェ事業」につき、公益社団法人京都府農業総合支援センターを外部委託が可能な府内唯一の機関であることを理由として随意契約によっており、それぞれ13年間、5年間及び8年間契約が継続している。

上記3つの事業は、経営支援・担い手育成課が担当している事業であり、新規就農者の確保という目的においても共通しており、対象となる新規就農の希望者という点においても共通する。

それぞれの事業について公益社団法人京都府農業総合支援センターが外部委託可能な府内唯一の機関であるならば、3つの委託事業の統合を行うことにより委託先、委託元双方にとって事務負担の軽減が可能ではないかと考える。

事業目的に類似性があり、委託先が長期同一である農林水産業ジョブカフェ事業、実践農場事業、新規就農定着事業3つの事業について外部委託事業の統合（一部でも）の可能性について検討されたい。

②予定価格の積算における人員分析について

「主要農産物原種採種事業」の予定価格を内訳でみるとその6割弱は3名の専任職員の人件費が占めている。人件費の積算根拠は平成19年度から41歳の京都府職員の平均給与を基礎に算定されているものの、積算の添付資料には、3名の専任職員の業務分担やそれぞれの業務に必要な日数等の3名の専任職員の業務に関する資料が添付されていなかった。また、完了報告書においても3名の専任職員の業務分担や作業の状況に対する記載はなかった。

ちなみに、事業費に含まれる人件費（人夫賃）平成26年度7,461千円については、作物ごとに必要作業事案及び単価を見積もり積算の根拠とされている。

専任職員から業務分担や作業の状況に対する記載のある完了報告書の入手、作業現場での状況調査による検証など、原種採種事業の3名の専任職員の作業状況の分析を通じて、予定価格に関する積算の精緻化が望まれる。委託先の変更が困難な長期継続契約は、より予定価格の積算の精度を高められたい。

③ツキノワグマの誤捕獲を減少させる取組について

「ツキノワグマ保護管理事業」についてはツキノワグマの保護という観点からも、さらにより効果的、効率的な外部委託を行うという観点からも、誤捕獲を可能な限り減少させるための取組を本事業と一体的に実施すべきと考える。

委託先からも指摘があったように「くくりわな」によるクマの誤捕獲を可能な限り減少させるための啓発・努力活動を具体的に検討し、部局の創意工夫により放獣作業自体が減少するための取組を行われたい。検討に当たっては他府県の取組や関連する新技術

も十分に研究の上、効果的に施策を検討されたい。

さらに、それら啓発活動等による誤捕獲の減少効果についてもツキノワグマ保護管理事業の報告書に資料として添付する等、検証体制についても合わせて検討されたい。

3.12 建設交通部

3.12.1 建設交通部の事務概要

建設交通部は、防災・減災対策、人流・物流の基盤づくり、明るく幸せを感じるまちづくりを運営目標とし、14 課、8 土木事務所、1 出張所、2 機関で構成されており、それぞれの主な業務は以下のとおりである。

【表3.12.1の1】 建設交通部に属する課及び主な業務内容

課	事務所	業務内容
監理課	京都、乙訓、山城北、山城南、南丹、美山出張所、中丹東、中丹西、丹後	部所掌事務の企画調整、法制、人事、経理、組織、広報等に関する事
指導検査課	-	建設業並びに部所管事業の進行管理、技術管理、検査及び入札・契約制度に関する事
用地課	-	土地収用法、用地取得の指導、国土計画法、地価調査、土地開発公社等に関する事
道路計画課	-	道路事業の企画及び調査、国直轄道路事業、道路公社等に関する事
道路建設課	-	道路・橋梁の新設及び改築、街路事業等に関する事
道路管理課	-	路線の認定、道路の管理、維持修繕、災害防除、雪寒対策、安全施設、市町村道等に関する事
港湾課	港湾	港湾、公有水面埋立等に関する事
交通政策課	-	鉄軌道当交通網の整備、旅客会社線の整備の促進、地域公共交通の活性化、その他交通政策に関する事
河川課	大野ダム総合管理	河川計画の策定、企画・調整、国直轄河川事業、河川及び海岸の整備及び管理に関する事
砂防課	-	土砂災害対策、砂防指定地の監理、砂利採取、水防等防災対策、災害復旧事業に関する事
都市計画課	-	都市計画の策定、市街地開発事業、景観形成、都市公園、公園公社等に関する事
建築指導課	-	建築基準、宅地建物取引業、開発行為及び建築等の規制、建築物の防災等に関する事
住宅課	-	住宅対策、府営住宅の計画・建設・管理・市町村営住宅、住宅供給公社等に関する事
営繕課	-	府有建築物の計画、設計、工事施工等に関する事

また、各課の委託契約額及び委託件数は以下のとおりであり、概ね毎年 15 億円前後の委託が発生しているが、大部分が公共工事に関する委託である。

【表3.12.1の2】 委託契約額及び委託件数の推移

所属名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)								
監理課	915,353	307	909,950	312	1,103,578	311	1,723,245	357	1,238,538	299
指導検査課	166,566	22	127,669	18	113,698	14	125,121	18	125,456	17
用地課	32,525	3	32,225	3	31,145	3	29,061	3	31,705	3
道路計画課	6,142,940	1,295	5,215,445	1,171	7,748,106	1,195	7,474,362	1,214	6,337,377	1,000
河川課	1,637,706	422	1,639,436	415	1,710,955	448	2,192,129	438	2,325,099	321
砂防課	1,013,692	317	888,738	298	933,443	284	973,077	311	1,173,896	247
港湾課	202,904	79	272,228	90	308,686	90	220,142	81	275,726	66
交通政策課	22,045	4	3,780	2	2,994	3	-	-	-	-
都市計画課	1,080,314	36	1,057,259	32	1,138,960	30	1,118,952	65	1,187,730	61
建築指導課	30,322	19	29,262	14	24,643	12	31,756	15	30,731	13
住宅課	2,390,683	54	2,119,504	42	1,960,729	39	1,945,616	66	1,838,727	37
合計	13,635,048	2,558	12,295,499	2,397	15,076,936	2,429	15,833,461	2,568	14,564,985	2,064

人件費及び人員数の推移は以下のとおりであり、過去5年において大きな変動はない。

【表3.12.1の3】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
建設交通部	7,743,517	7,632,535	7,468,657	7,384,810	7,653,171
正職	842.3	836.6	840.0	845.8	831.5
正職以外	151.8	153.4	169.0	204.7	215.8
嘱託	71.1	64.0	69.0	89.2	91.5
臨職	43.7	44.4	53.0	69.5	71.3
再任用	37.0	45.0	47.0	46.0	52.0
任期付き	-	-	-	-	1.0
1人当たり人件費	8,207	8,130	7,840	7,518	7,846

3.12.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

現状における建設交通部の外部委託実施状況を確認するため、平成27年度建設交通部事務概要より外部委託について検討が可能と思われる事業を抜粋し、「現在の業務委託有無」、「定形/大量/反復性」、「業務委託の可能性の有無（業務委託を実施していない場合）」についてアンケートを行ったものが【表3.12.2の1】である。

【表3.12.2の1】 建設交通部の定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

具体名	内容	担当課	業務量(多、中、少)				定型/ 大量/ 反復性	事務委託 の可能性	備考 (過去の委託化検討、今後の業務量の見直し、 臨時職員の方が適当か、等)
			書類形式 チェック	審査	電算 入力	給付			
鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業	国庫補助制度と協調し、鉄道事業者が行うバリアフリー化事業等に対して助成	交通政策課	少	少	少	少	-	無	単純作業でなく、個々駅ごとの状況が異なっており、事業内容の協議・審査が必要
生活交通ネットワーク構築支援費	市町村や事業者に対するバス路線維持の支援、利便性向上等に対する支援	交通政策課	多	多	少	中	大量	無	事業者等との姿の見える関係の構築や情報収集等も行っており、単に業務委託のみで論じられない部分があると思われる。
北近畿タンゴ鉄道支援費	線路・電路・車両の維持管理に係る経費に対するの支援。老朽化した車両改修に対するの支援	交通政策課	中	中	少	少	-	無	「線路・電路・車両といった普段なじみの薄い経費を審査して補助金を交付するものであること」「沿線市町との協調補助であり、その全体調整等を担っているのが京都府であること」から事務委託はない。
住宅耐震化総合支援事業	耐震診断事業、耐震改修事業を実施する市町村に対し、経費の一部を補助	建築指導課	中	多	中	少	反復性	小	事業推進に当たり、補助対象・経費等についての市町村からの協議、国への協議等を円滑に頻繁に行うため、法や技術基準に基づく広い角度からの専門的な知識・判断を必要とし、委託にはそぐわない。(交付決定戸数の市町村間での調整や補助対象事業の適正さの確認、補助対象事業費の算出根拠の確認等、定型でない事務が多い。)
大規模建築物等耐震化緊急支援事業	民間建築物の耐震化支援事業を実施する市町村に対して補助	建築指導課	中	多	中	少	反復性	小	事業推進に当たり、補助対象・経費等についての市町村からの協議、国への協議等を円滑に頻繁に行うため、法や技術基準に基づく広い角度からの専門的な知識・判断を必要とし、委託にはそぐわない。(他の補助金や事業全体との整合性の確認や補助対象事業の適正さの確認、補助対象事業費の算出根拠の確認等、定型でない事務が多い。)
少子化対策総合戦略	既設府営住宅の一部を子育てに相応しい居住環境にする支援を、ソフト面、ハード面で実施	住宅課	少	少	少	少	少量	小	書類審査等は補助金申請の審査・給付業務で、住替事業の業務の一部に過ぎない。住替希望者の把握、調整が必要であり、この業務は委託になじまない。

「生活交通ネットワーク構築支援費」、「住宅耐震化総合支援事業」、「大規模建築物等耐震化緊急支援事業」といった事業は大量作業や反復性のある業務であり外部委託も考えられるが、備考欄に記載があるように、個々の申請内容の確認等の定型でない事務が多いことから、外部委託を検討していないとの見解であった。

3.12.3 外部委託の内容検討

建設交通部所管における平成26年度の契約金額1件につき1,000万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・ITシステム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）は以下の4案件であり個別に内容を検討する。

(1)建設業明日の担い手確保・育成事業

①委託内容

建設業のイメージアップのための戦略的広報、卒業前学生や求職者に対する就職セミナー、若年者等を期間雇用し集合訓練や事業者実習を実施することにより、正規雇用の拡大を支援する事業の委託。

②委託の経過及び理由

平成26年度から地域人づくり事業として委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

府内建設事業者における29人の雇用の創出が図られた。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.12.3の1】 建設業明日の担い手確保・育成事業の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	-	-	随意契約(単独)
委託先	-	-	一般社団法人 京都府建設業協会
契約期間	-	-	平成26年9月11日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	-	-	80,000
契約金額	-	-	(当初) 80,000 (変更後) 19,395

⑤単独随意契約とした理由

一般社団法人京都府建設業協会は幅広いネットワークを活用し、人材確保や育成の各種事業に取り組んでいることから、府内建設業の担い手確保等への支援を継続的に実施できる府内唯一の団体であるため、随意契約としている。

⑥外部監査の結果

国の施策として行われた事業であり、目標として100人の働き手を確保すべく国庫からの予算80,000千円を計上し、一般社団法人京都府建設業協会に委託を行った。しかし、実際の雇用は29人に留まり、委託契約額の支払も実精算分の19,395千円と、目標の30%にも満たない結果となっている。目標未達の原因について質問したところ、一般的な建設業のイメージが予想以上に悪く、このため応募者が少なかったと考えられる、との回答を得た。しかし、元々建設業協会としても雇用創出には注力しているはずであり、新たな雇用を生み出す効果的な施策は京都府独自で検討考案し、その上で業界団体と協議連携していくことで、より効果的な施策を展開できた可能性があると考ええる。

(2)平成26年京都府地価調査業務

①委託内容

- ・ 基準地の点検及び選定を行うこと
- ・ 基準地の鑑定評価を行うこと
- ・ 指定基準地及び基準地群調査等を行うこと
- ・ 分科会等必要な会議を開催すること
- ・ 鑑定評価書の内容等に関する京都府又は外部からの問い合わせ等について対応すること

②委託の経過及び理由

昭和49年度から、地価調査業務を行える唯一の団体であることを理由として、委託を

実施。

③委託の効果（経費面を除く）

迅速で正確な調査が可能となった。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.12.3の2】 平成26年度京都府地価調査業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約(単独)	随意契約(単独)	随意契約(単独)
委託先	公益社団法人 京都府不動産鑑定士協会	公益社団法人 京都府不動産鑑定士協会	公益社団法人 京都府不動産鑑定士協会
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成24年9月20日	平成25年4月1日 ～ 平成25年9月20日	平成26年4月1日 ～ 平成26年9月19日
予定価格	28,889	28,889	29,349
契約金額	28,889	28,889	29,349

⑤単独随意契約とした理由

不動産の鑑定評価に関する法律により、鑑定評価は不動産鑑定事業者しか行えず、本件地価調査の実施にあたっては、不動産鑑定士が結成する京都府で唯一の公益法人である公益社団法人京都府不動産鑑定士協会以外に業務実行可能な体制を有する団体はないため。

⑥外部監査の結果

当該業務は地価調査という非常に専門性の高い業務であり、不動産鑑定士しか適正に業務を行えないであろうことは容易に想像できる。また、業務の範囲は住宅地279地点、商業地94地点、工業地18地点、林地6地点、宅地5地点と広範囲に渡っており、多数の不動産鑑定士を擁する事業者へ委託を行う必要があり、不動産鑑定士が結成している公益社団法人京都府不動産鑑定士協会と単独随意契約で委託するのは妥当であると考えられる。

次に予定価格の設定方法及び金額の妥当性について、参考見積書をもとに予定価格を設定しているものの、その参考見積書は委託先である公益社団法人京都府不動産鑑定士協会から取り寄せたものであり、さらに、その参考価格のまま契約を締結している。

予定価格は、適正な金額で契約を行うための基準となるものであり、適正かつ客観的な金額を設定する必要があるところ、現在の方法ではいわば相手の言いなりで金額を決定しているようなものである。

この点について、先方を見積価格の妥当性をどのように検証しているかを質問したところ、本業務における積算及び見積は、単価×地点数で算出されるが、使用単価は国土

交通省が行う地価公示の調査業務委託において改定されている単価であること、及び一般の評価報酬より低廉な単価となっていることから、府においては当該単価と同額で発注しているとの回答を得た。国土交通省が公表している単価での見積金額である以上、予定価格の設定方法及び金額の妥当性についても問題ないとする。

(3)平成 26 年度資材単価調査及び公共事業労務費調査業務

①委託内容

- ・ 定期単価調査（材料単価調査）
国土交通省単価資料や市販物価図書に掲載のない単価について調査を実施する業務の委託。
- ・ 材料特別単価調査（材料単価調査）
国土交通省単価資料や市販物価図書に掲載のない高額単価について調査を実施する業務の委託。
- ・ 公共事業労務費実態調査（労務費調査）
公共事業の労務費（人件費）の調査を実施する業務の委託。

②委託の経過及び理由

昭和 45 年度より公共事業の積算に用いる単価調査という専門性を理由として、委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

適正な市場単価や労務単価を公共工事の予定価格算定に反映させることが可能となる。

④契約方法及び委託先の状況

【表 3.12.3 の 3】 平成 26 年度資材単価調査及び公共事業労務費調査業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委託先	(財)経済調査会 関西支部	(一財)経済調査会 関西支部	(一財)経済調査会 関西支部
入札者数	2社	2社	2社
契約期間	平成24年7月3日 ～ 平成25年3月29日	平成25年5月22日 ～ 平成26年3月28日	平成26年5月9日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	18,144	19,883	21,560
契約金額	16,695	16,800	19,224

⑤外部監査の結果

まず契約方法については、前述のとおり一般競争入札であり、入札参加資格で一定のふるいが掛けられている。このふるいによって参入障壁が高くなっており、入札者数が

減ってしまうという不都合があるとも考えられるが、当該業務が資材単価、労務費単価の調査をするという特殊性の高い業務であることから元々当該業務を遂行できる事業者が少ないと推察されること及び実際に 2 事業者の応募があることから、契約方法に関して特段の指摘はない

次に契約金額については、予定価格の決定の際は国土交通省の人件費データ等をもとにして府独自の積算を行っており、入札価格も予定価格未満となっており、特段の指摘はない。

最後に委託後の業務の評価については、最終的に報告書が提出されるが、その報告書については府において国土交通省の単価資料や市販の資料を使って類似の材料単価を比較する等の検証を行っている。また、最終的に報告された単価は閲覧に供されており、問題があれば事業者からの指摘やクレームがあるため、その点からもチェック機能が働いていると考えられ、この点においても特段の指摘はない。

(4)平成 26 年度道路情報収集業務

①委託内容

京都府管理道路区間（府道、一般国道等）における通行規制に関する情報、道路災害に関する情報、供用開始に関する情報等、道路に関する様々な情報を駐在職員が収集し、公益財団法人日本道路交通情報センター京都センターからラジオ放送や電話対応等を通して道路利用者に情報を提供することにより、道路交通の安全と円滑化を図る業務を委託している。

②委託の経過及び理由

道路法第 47 条の 5 において「道路管理者は、道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合は、道路標識を設け、必要に応じて適当なまわり道を明示し、一般の交通に支障のないようしなければならない」とされており、また、昭和 50 年 12 月 25 日付け道路局路政課長通達「道路交通情報管理業務の強化について」によって、道路情報の管理がより一層必要となった。その対応として昭和 54 年から、道路情報を一括して集約している事業者には道路交通情報の収集・提供につき委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

ラジオ、テレビ放送や電話問い合わせ、ホームページによる道路交通情報を提供することにより、道路交通の安全と円滑化に寄与している。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.12.3の4】 平成26年度道路情報収集業務の委託経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約(単独)	随意契約(単独)	随意契約(単独)
委託先	(財)日本道路交通 情報センター	(公財)日本道路交通 情報センター	(公財)日本道路交通 情報センター
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	14,456	14,422	14,810
契約金額	14,456	14,422	14,810

⑤単独随意契約とした理由

委託先は、警察庁及び国土交通省の協力のもとに設立され、全国に展開したセンター及び駐在により、道路交通情報を収集し、全国の利用者に提供できる唯一の団体であるため。

⑥外部監査の結果

まず契約方法については、当委託業務は通行規制に関する情報、道路災害に関する情報、供用開始に関する情報等、道路に関する様々な情報を収集、さらに提供するという非常に専門性の高い業務である。組織としては全国の交通警察・道路管理者に駐在、災害時等にも対応出来る人員数、設備としては道路交通情報システムによる情報の共有、事業者等への情報提供を行う設備が必要となり、全国を見渡しても公益財団法人日本道路交通情報センターはこの業務に対応できる、事実上、唯一の法人である。よって、公益財団法人日本道路交通情報センターと単独随意契約を締結していることに特段の指摘はない。

次に契約金額については、前述のとおり公益財団法人日本道路交通情報センターはこの業務に対応できる事実上唯一の法人であり、京都府以外の46都道府県も当該事業者に委託を行っており、委託契約額については47都道府県とも一律で同金額となっている。

一方的な値上げを要求された場合は契約しないという選択肢もあるかとの質問をしたところ、その選択肢もありうるが、他府県との連携もあり、現実として契約せざるを得ない状況であるとの回答を得た。ただし同時に、そのような実績はないとの回答も得ている。

道路法に定められている業務を遂行することを考えれば、契約しないという選択肢は事実上ないことは理解できるし、委託契約額も全国一律であるならばそれ以上の改善を望むことは難しいと考えられ、契約金額について特段の指摘はない。

最後に委託効果の測定については、委託後において受託者から道路交通情報業務報告書が提出されており、それを閲覧したが問題は発見されず、また、業務の遂行上で何か

業務に支障がでるような問題が発生したかとの質問に対しても、そのような問題はないとの回答を得ており、特段の指摘はない。

3.12.4 結論

(1)指摘事項

なし

(2)意見

①効果的な施策の独自検討について

建設業明日の担い手確保・育成事業について、当初 100 人の働き手を確保すべく国庫からの予算 8 千万円を計上し、一般社団法人京都府建設業協会に委託を行った。しかし、実際に雇用されたのは 29 人に留まり、目標の 30%にも満たない結果であった。目標未達の原因は、一般的な建設業のイメージが予想以上に悪く、このため応募者が少なかつたためとのことであるが、従前から京都府建設業協会としても雇用創出には注力しているはずなので、新たな雇用を生み出す効果的な施策は京都府独自で検討考案し、その上で業界団体と協議連携していくことで、より効果的な施策を展開できた可能性があったものとする。

3.13 議会事務局

3.13.1 議会事務局の事務概要

議会事務局の課別の業務分掌は【表 3.13.1 の 1】のとおりである。議会事務局は、総務課、議事課、調査課の3つの課から構成される。

【表3.13.1の1】 議会事務局の業務分掌

課別	業務分掌
総務課	秘書に関すること。 栄典及び表彰に関すること。 議長会等に関すること。 議員の身分及び厚生福利に関すること。 事務局の組織等に関すること。 職員の人事・給与・安全衛生等に関すること。 予算、決算及び経理に関すること。 議会棟の管理等に関すること。 物品の出納及び管理に関すること。 議会公用車の運行・整備・管理に関すること。 本会議及び委員会に関すること。 他課の所管に属さないこと。
議事課	本会議に関すること。 常任委員会に関すること。 議会運営委員会に関すること。 特別委員会に関すること。 全員協議会に関すること。 会議録に関すること。 議決結果及び会議結果の報告に関すること。 議決原本の保管に関すること。
調査課	府政その他の政策の調査に関すること。 委員会の調査に関すること。 情報の収集及び提供に関すること。 請願、陳情、意見書及び決議に関すること。 議会の広報・広聴に関すること。 議長会の議題に関すること。 政策法務に関すること。 政策調整会議、広報広聴会議に関すること。 図書等の収集、整理及び保管に関すること。 図書等の閲覧及び貸出に関すること。 議員の資産等の公開に関すること。

外部委託の金額及び委託件数は【表 3.13.1 の 2】のとおりである。年度によって委託件数、委託契約額ともに変動している。

【表3.13.1の2】 委託契約額及び委託件数の推移

所属名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)								
総務課	75,680	10	45,524	9	55,740	11	48,443	10	78,127	9
合計	75,680	10	45,524	9	55,740	11	48,443	10	78,127	9

人件費及び人員数の推移は【表 3.13.1 の 3】のとおりであり、正規職員はほぼ横ばいであり、正規職員以外は減少傾向にある。

【表3.13.1の3】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
議会事務局	1,366,874	1,465,050	1,358,560	1,348,238	1,402,339
正職	41.0	40.0	40.0	40.0	40.0
正職以外	7.2	9.0	10.4	9.3	4.0
嘱託	1.0	1.7	2.2	1.0	-
臨職	6.2	6.3	6.3	6.3	2.0
再任用	-	1.0	2.0	2.0	2.0
議員	61.5	60.1	57.5	55.5	59.2
1人当たり人件費	12,742	13,809	13,008	13,261	13,766

議会事務局の人件費は議員報酬が過半を占めているため、参考数値として算出した 1 人当たり人件費は高額となっている。

3.13.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

現状における議会事務局の外部委託状況を確認するため、議会事務局事務概要等により外部委託について検討が可能と思われる事業を抜粋し、「現在の業務委託有無」、「定型/大量/反復性」、「業務委託の可能性の有無（業務委託を実施していない場合）」についてアンケートしたものが【表 3.13.2 の 1】である。

【表3.13.2の1】 定型・大量・反復・専門的業務の外部委託状況

具体名	業務量 (多・中・少)				定型/大量/反復性	事務委託の可能性	備考 (過去の委託化検討、今後の業務量の見通し、臨時職員の方が適当か、他自治体での委託例の有無等)
	書類形式 チェック	審査	電算 入力	発送			
議会図書館の運営	/	/	/	/	定型と非定型があり、大量とまではいえない	無	これまでに委託化を検討したことはなく、他の自治体でも事例はない。既に、軽易、定型的な業務については、臨時職員が対応
京都府議会だよりの発行/配布	中	中	/	無	-	無	・編集、印刷及び発送業務は既に委託済み ・企画は広報広聴会議において行うため、委託は不可能
刊行物の作成	少	少	少	少	-	無	議会事務局職員による内容の取捨選択が必要なことや、業務量が少量であることから、委託を行うと仮定して経費が増加する等、メリットがない。
府議会調査情報検索システム	少	無	少	/	無	無	毎月、府及び国の記者発表資料等を取捨選択し、システムに登録する必要があるため、委託は不可能

(1)議会図書館の運営について

議会図書館の運営（事務の流れ、項目、年間作業量、定型的な作業と京都府職員の判断を要する作業の区分、関係法令の制限の有無）、及び現在委託している議会受付業務と

図書館の窓口業務をセットにして外部委託することの可能性について質問したところ以下の回答を得た。

事務を大きく区分すると、①図書等の収集、整理及び保管と②図書の閲覧、貸出及びレファレンスである。

職員の判断を要する作業は、①のうちの選書（購入図書の選定）と整理保管のあり方（開架か閉架の選定、保存図書の選定等）と②のレファレンスで、その他の作業については、主に臨時職員1名が図書館業務以外の業務と合わせて対応している。

法令上の制限はないが、著作権法に対する理解が必須である。

現状として図書館以外の業務にも従事する職員が、窓口業務を行っているため、窓口業務のみを委託する場合、現行体制での図書館以外の業務を担う職員の減により、他職員の業務量増加が見込まれる。職員数を維持する場合は、1名分の雇用経費が増加する。

また、本図書館は議員の調査研究に資することを目的として設置しているため、選書や整理、保管の業務については、府の行政課題等を踏まえた執行が不可欠であり、また一般的な図書の知識だけでなく、府の組織や刊行物に対する知識を要するため、京都府職員による運営が必要であり、外部委託には馴染まない。

(2)京都府議会だよりの発行/配布

「京都府議会だより」の発行業務を知事直轄室所管で外部委託している「京都府民だより」と連携し外部委託することの可能性について質問したところ以下の回答を得た。

「京都府民だより」を発行している広報課と連携し、印刷・発送及び編集業務について、既に委託済みである。なお「京都府議会だより」の内容の企画については、広報広聴会議で行う根幹に係る業務であるため、委託には馴染まない。

(3)刊行物の作成

議会事務局の刊行物（新聞スクラップ、手帳、議員名簿、幹部職員名簿、議会の手引き、例規集、活動記録、議会のしおり、請願・陳情される方）の中で定型、反復的な業務を共通化、一括して外部委託することの検討可能性について質問したところ以下の回答を得た。

<所管部署の回答>

当該業務は以下のいずれかの理由により外部委託には馴染まない。

- ①議会事務局職員による内容の取捨選択や文章化が必要な、企画に関わる部分については外部委託には馴染まないため。
- ②上記の①を除いた業務は共通・一括化しても少量かつ突発的であり、職員の他業務を妨げるものではないため、外部委託することにより、かえって経費や契約締結による事務量の増加が見込まれることから馴染まないため。

さらに知事直轄（職員長）で行われている京都府職員名簿作成業務と議会事務局の京都府幹部職員名簿、議員名簿等を一括して（また、共通化して）外部委託することの可

能性について質問したところ以下の回答を得た。

＜所管部署の回答＞

京都府幹部職員名簿は、議員活動に資するため早期に作成することを要し、一週間前に内示される人事異動情報をもとに、本庁各課と調整の上、人事異動日には配布するスケジュールで作成をしており、加えて業務量も軽微なことから、事業者へ委託すると非効率であるため、馴染まない。また議員名簿に係る業務は、議員からの住所や電話番号等の変更の連絡を受けて、エクセルデータを修正する少量かつ軽微なものであり、委託による固定経費等の増額や、契約締結事務等の業務量増加が見込まれるため、馴染まない。

3.13.3 外部委託の内容検討

議会事務局における平成26年度の契約金額1件につき1,000万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・ITシステム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）は以下の2案件であり個別に内容を検討する。

(1)府議会テレビ放映事業

①委託内容

議会広報活動の一環として府議会テレビ広報番組「府議会本会議代表質問中継」、「テレビ常任委員会」、「府議会決算・予算特別委員会総括質疑中継」、「新春放談」放映事業

②委託の経過及び理由

昭和44年度から府議会広報のため委託を実施

③委託の効果（経費面を除く）

議会活動がより広く府民に周知されるようになった。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.13.3の1】 府議会テレビ放映事業の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委託先	(株)京都放送	(株)京都放送	(株)京都放送
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	39,000	39,000	43,151
契約額	39,000	39,000	43,151
予定価格 内訳	京都府議会本会議中継	24,028	24,715
	テレビ常任委員会	8,544	9,038
	府議会決算・予算特別委員会中継	5,420	8,362
	新春放談	1,008	1,037
	合計	39,000	39,000

昭和 44 年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

委託先である株式会社京都放送は、長時間にわたる生放送枠の確保が可能な唯一の地元テレビ局であり、競争入札に適しないという理由で単独随意契約となっている。

⑥外部監査の結果

本契約における予定価格は、予算策定時に委託先である株式会社京都放送から徴取した参考見積書の価格がそのまま予定価格として使用されていた。

この点につき、所管部署である議会事務局に見解を求めたところ、参考見積書の提出を受ける過程で放送内容や価格について、適正であるかどうか確認を行っているとの回答を得た。

また議会広報活動としては、昭和 44 年から開始された府議会テレビ放映に加えて、平成 17 年からはインターネット中継も活用されている。さらに、本会議のほか、全ての常任・特別委員会についてライブ及び録画による中継が行われるなど委託事業がより効果的、効率的になるように一定の努力がされていることは伺える。

一方、他府県では、インターネット中継以外にもラジオの活用、ケーブルテレビの活用、DVD の貸出し等が行われている事例もある。また、USTREAM 及び YouTube の活用が行われている自治体もある。

(2)京都府庁議会棟受付業務

①委託内容

議会棟来訪者の受付案内、議員出退庁確認、タクシー等配車、本会議及び委員会等の開催表示・傍聴者受付整理、文章の収受、議会棟地下及び周辺の駐車整理補助、議会棟ロビーの整理、議会棟各室の室内点検・施錠確認及び鍵の返却、その他上記に付帯する業務

②委託の経過及び理由

平成 17 年度から効率的・効果的な体制とするため委託を実施

③委託の効果（経費面を除く）

専門事業者に委託することで府民への対応がより適切なものとなった。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.13.3の2】 京都府庁議会棟受付業務の契約経緯

(単位：千円)

契約方法	随意契約 (プロポーザル方式)	随意契約 (単独)	随意契約 (プロポーザル方式)
プロポーザル 参加者数	3	1	2
契約期間	平成22年5月1日	平成26年5月1日	平成26年7月1日
	～ 平成26年4月30日	～ 平成26年6月30日	～ 平成30年6月30日
契約年数	4年	2ヶ月	4年
委託先	イオンディライト(株)	イオンディライト(株)	(株)ワンワールド
予定価格	14,347	665	15,483
契約額	14,347	665	13,926

平成17年度から、事業者選定をプロポーザル方式により実施され、その結果選定された事業者と随意契約を締結している。契約期間は継続性の観点から4年間となっている。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

当該業務は、一般来庁者の受付案内業務にとどまらず、庁舎管理業務の一部も担うため、事業者選定においては総合的に評価する必要があるためプロポーザル方式によっている。

⑥外部監査の結果

本契約における契約期間は4年間の長期継続契約となっている。これは、円滑な業務運営のためには議員の顔を覚え、また、議員に顔を覚えてもらうことが重要な要素ということから議員任期に合わせ4年間と設定されている点に鑑みると一定の妥当性がある。

長期継続契約とすることで他の事業者の参入の機会を奪うというデメリットはあるものの、事業者の業務履行力の向上や各部局における入札業務にかかる時間的節約という事務の効率化メリットも多大にあると考える。

また、本委託事業に関する提出書類の一つである営業経歴書の中には一定の損益状況や自己資本等についての記載の箇所はあるものの、決算書の提出までは求められていない。また、企画提案書の評価基準・採点表において経営状況についても項目はない。

当該委託契約は4年間の長期継続契約となっており、単年度契約に比べ、より事業の継続性にかかわる判断が適正になされるべきと考える。

少なくとも法人税申告書に添付されるレベルの決算書の提出を求め、財務状態や経営成績を把握し、契約期間中に経営悪化による業務の履行が困難になることがないであろうとの心証を得る一定の手続を導入すべきである。

3.13.4 結論

(1)指摘事項

①長期継続契約における経営状況の把握について

京都府議会棟受付業務は4年間の長期継続契約となっており、単年度契約よりも、より事業の継続性にかかわる判断が適正になされるべきと考える。しかしながら、委託事業に関する提出書類の一つである営業経歴書の中には一定の損益状況や自己資本等についての記載の個所はあるものの、決算書の提出までは求められていない。また、企画提案書の評価基準・採点表において経営状況についても項目はない。

少なくとも契約に当たっては法人税申告書に添付されるレベルの決算書の提出を求め、財政状態や経営成績を把握し、契約期間中に業務の履行が困難になることがないであろうとの心証を得る一定の手続を導入すべきである。

ただし、全庁共通事項であるため部局での対応は困難であると考ええる。

(2)意見

①参考価格を予定価格として利用する場合について

「府議会テレビ放映事業」における予定価格は、予算策定時に委託先である株式会社京都放送から徴取した参考見積書の価格がそのまま予定価格として使用されていた。

予定価格は、一般競争入札、随意契約にかかわらず、原則として全契約で定めることとなっており、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものであるから、可能な限り適正かつ客観的な金額の設定が必要となる。

随意契約の場合、特定の相手方と任意に契約を締結することができる関係上、複数の参考見積書を徴取することは難しい側面は理解できる。しかし、あらかじめ委託先から徴取した参考見積書に基づく予定価格と同一の者が提出した見積価格を比較することによって価格の妥当性を判断するという仕組みは、本来の予定価格の趣旨に鑑みると違和感が残る。

この点につき、所管部署である議会事務局に見解を求めたところ、参考見積書の提出を受ける過程で放送内容や価格について、適正であるかどうか確認を行っているとの回答を得た。

そうであれば、その確認内容を経費伺いの添付資料にするなど、価格妥当性の根拠を明確にされたい。また、価格の妥当性を検証する観点から、参考見積書をベースにその一部分でも独自の視点から積算を行うことが望ましい。

②議会活動広報の配信方法の多様化について

「府議会テレビ放映事業」において、京都府以外の他府県では、インターネット中継以外にもラジオの活用、ケーブルテレビ活用、DVDの貸出し等が行われている事例がある。さらに、USTREAMやYouTubeといった新たなメディアの活用が行われている自治体もある。

府においても他府県の取組の状況や成功事例、視聴率の状況、テレビ以外の代替的情報伝達手段の有効な組み合わせなど多面的かつ継続的に事業の内容を検証し、議会の内容を府民にわかりやすく伝える広報番組という観点からより効果的かつ効率的な委託事

業となるよう継続的に工夫を加えられたい。

なお、府においても議会活動をより府民にわかりやすく伝えることを企図し、平成 27 年 9 月より「テレビ常任委員会」を「府議会 café 京都」として番組内容を刷新するとともに YouTube による配信が実施されている点は評価できる。

3.14 監査委員事務局

3.14.1 監査委員事務局の事務概要

監査委員は地方自治法第195条第1項の規定による必置機関であり、委員定数は4人とされ、京都府では識見委員2人と議会選出委員2人とで構成されている。監査委員は京都府の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査をはじめ、関係法令に基づき、定期監査、行政監査、財政的援助団体等監査、住民監査請求監査、例月現金出納検査、指定金融機関の監査、決算審査、基金運用審査、財政健全化判断比率等審査、などの業務を行う。

監査委員事務局は、上記監査に関する業務を補佐し執行している。

【表3.14.1の1】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
監査委員事務局	197,946	195,172	191,958	180,777	196,753
正職	16.0	16.0	16.0	15.0	15.0
正職以外	3.0	3.0	3.0	3.7	4.0
嘱託	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
任期付き	-	-	-	0.7	1.0
行政委員	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
1人当たり人件費	8,998	8,871	8,725	8,331	8,943

正規職員＋任期付職員の数は16名で一定している。都道府県監査委員事務局の平均定員数は23.6名であり（平成19年4月現在）、東京都が突出して多いものの京都府としての人数は他の都道府県と比べ適正もしくはやや少な目で職務遂行していると考えられる。

任期付職員は監査の専門家である公認会計士を外部から採用したものである。監査委員事務局では事務の外部委託を行っておらず、委託費は発生していない。

事務局職員の監査経験年数及び会計経理事務等経験年数は以下のとおりである。

【表3.14.1の2】 監査委員事務局職員の監査経験年数

所属	職員	監査経験年数	会計・経理事務等経験年数
	A	1年8ヶ月	19年
監査第一課	B	1年8ヶ月	4年
	C	4年9ヶ月	10年
	D	1年8ヶ月	工事監査担当
	E	2年9ヶ月	2年
	F	0年6ヶ月	公認会計士
	監査第二課	G	1年8ヶ月
H		1年8ヶ月	工事監査担当
I		0年9ヶ月	19年
J		5年7ヶ月	
K		2年2ヶ月	
監査企画室	L	0年9ヶ月	
	M	3年9ヶ月	
	N	0年9ヶ月	5年
府民簡易監査室	O	2年9ヶ月	
	P	0年9ヶ月	9年

監査委員事務局の職員 16 名中、3 年以上監査経験年数を有する者は 3 名＋特定任期付職員 1 名の計 4 名のみである。本来、監査業務は一定の習熟度に達するのに年数・経験を要するもので、頻繁な異動があると有効な監査業務を実施するのは困難となる。この点から、最低半数程度は 3 年以上の監査経験年数を有していることが望ましいと考えるが、定期的な人事異動も全庁で必須であるため、事務局職員は会計・経理事務等で一定の経験を積んでいる人が配属されている。

このため、事務局は 40 代以上の職員が殆どとなり、1 人当たり人件費はやや多目となっている。

3.14.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

監査委員事務局の業務は監査中心であり、例月出納検査はやや定型的・反復的の性質もあるが、基本的に定型・大量・反復的な業務には当たらない。

一方、監査委員事務局の監査業務はそれ自体が基本的には専門的業務であるが、他部署と同様に京都府職員の異動が定期的に行われるため、監査委員事務局職員の経験年数は【表 3.14.1 の 2】のとおりで経験が十分とは考えられない。

総務省では監査委員事務局を選任設置していないことが多い市町村を対象として、監査委員事務局の共同設置を推奨している。監査委員事務局の業務はあくまで監査委員と一体として行うものであり、監査業務全てを委託してしまうことは馴染まないと考えられている。

3.14.3 外部委託の内容検討

監査委員事務局所管における平成26年度の契約金額1件につき1,000万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・ITシステム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）は対象契約がなかった。

3.14.4 結論

(1)指摘事項

なし

(2)意見

①特定任期付職員の増加や法定監査実施結果の一部利用について

人事異動面では一定の配慮がなされているが、より効果的な監査の実施には監査の専門家である特定任期付職員の人員増も有効と考えられる。

財政的援助団体等監査については、対象となる公益財団法人や株式会社は収入総額や資本金額が十分なため、所管の法律により公認会計士の外部監査が義務付けられている場合がある。現在国会審議中の社会福祉法改正が決議されれば、一定規模以上の社会福祉法人にも法定監査が義務付けられる。

より深度ある財政的援助団体等監査の実施に向け、法定監査と連携した財政的援助団体等監査のあり方も将来的には検討されたい。

3.15 人事委員会事務局

3.15.1 人事委員会の事務概要

人事委員会は地方自治法第180条の5及び地方公務員法第7条の規定により、京都府人事委員会設置条例で設置され、非常勤の委員3名（弁護士、（元）教育長、医師）で構成する合議制の執行機関である。

その主な業務内容は以下のとおりである。

- ・ 職員の採用及び昇任に係る競争試験と選考の実施
- ・ 職員の給与等に関する調査と報告及び勧告
- ・ 職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益な処分に関する不服申立てについての審査・判定
- ・ 職員の苦情相談
- ・ 労働基準監督機関としての職権行使

人事委員会事務局は、上記人事に関する業務を補佐し執行している。

【表3.15.1の1】 委託契約額及び委託件数の推移

所属名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)								
人事委員会事務局	3,191	7	2,179	6	5,552	10	3,867	12	2,545	11
合計	3,191	7	2,179	6	5,552	10	3,867	12	2,545	11

人事委員会の上記委託契約の主な内容は、職員採用試験のシステム運用・保守であり、契約額が増加している平成24年度などではシステムの改修を行っている。

上記の他には、職員募集のパンフレット作成や、視覚障害者の受験のために試験問題を点訳する委託契約が含まれている。

【表3.15.1の2】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
人事委員会	149,068	149,979	144,489	140,040	148,994
正職	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
正職以外	3.8	4.0	4.3	4.0	4.0
臨職	0.8	1.0	1.3	1.0	1.0
行政委員	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
1人当たり人件費	8,492	8,489	8,078	7,927	8,434

人事委員会の職員数は正規職員15名、臨時職員1名、行政委員3名で安定して推移している。人件費の額もほぼ安定して推移している。

主要な業務としては、採用に係る競争試験の実施（上級職員、初級職員、公立学校職員、警察官、警察事務職員）、選考の実施（薬剤師、獣医師ほか）、採用試験ガイダンス・主要大学での説明会実施、職員の給与等に関する調査・報告及び勧告、所管事業場に対する労働基準監督機関としての調査、職場環境改善のための管理監督者への講習会実施、

職員からの苦情相談対応、措置要求及び不服申立てについての審査・判定・裁決などである。

事務局職員の職務経験年数は以下のとおりである。

【表3.15.1の3】 人事委員会事務局職員の職務経験年数

所属	職員	経験年数	
	A	3年	
	B	1年11ヶ月	
総務任用課	C	1年11ヶ月	
	D	5年11ヶ月	
	E	3年	
	F	3年	
	G	1年	
	H	2年	
職員課	I	3年	
	給与担当	J	1年
		K	4年
		L	2年
	審査担当	M	※*3年
		N	1年
		O	*3年

※は社会保険労務士、*は第1種衛生管理者
年数はH28.3.31時点。

年度末時点では半数超が経験年数3年となるが、勤務状況の判断や労働環境の調査を行うことから、一定の経験年数や専門知識を有する職員の確保が必要である。

3.15.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

人事委員会事務局の業務は定型・大量・反復的な業務はないが、専門的業務では前述のように、職員採用試験のシステム運用・保守や、視覚障害者受験の試験問題点訳を委託している。所管事業場182箇所への労働基準法・労働安全衛生法等の遵守状況の調査は書面調査も含め自ら行っており、外部委託は実施していない。

委託ではないが、労働関係では京都労働基準局と協定を締結し、人事行政や労働基準法・労働安全衛生法等において疑義が生じた際には随時意見交換を行うことで、新たな人事問題や複雑な事案に対応している。

3.15.3 外部委託の内容検討

人事委員会所管における平成26年度の契約金額1件につき1,000万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・ITシステム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）は対象契約がなかった。

3.15.4 結論

(1)指摘事項

なし

(2)意見

①職員採用試験システムの共同開発・運用の可能性について

職員採用試験のシステムは京都府独自に開発・運用しているが、試験の実施方法や試験問題の内容・配点、採点・評価方法はともかく、システム自体には汎用性があると考えられる。このシステム開発・保守には少なくない費用が発生するため、経費抑制の観点から関係自治体とプラットフォームを共同開発や有償提供するなど共同・連携の可能性について、協議を前提として研究されたい。

3.16 教育委員会

3.16.1 教育委員会の事務概要

教育委員会の業務分掌は多岐にわたるため、今回の外部監査に関連する担当課等のみの業務分掌【表 3.16.1 の 1】を記載することで事務概要の説明とさせていただきます。

なお、高校教育課の業務分掌に「高等学校」の記載があるが、これは主に公立高校についてであり、私立高校についての業務の多くは文化スポーツ部文教課の担当となっている。

【表3.16.1の1】 教育委員会の業務分掌

部・期間別	課・局・センター等別	業務分掌	
管理部	総務企画課	(記載省略)	
	管理課		
	教職員課		
	福利課		
指導部	学校教育課	(記載省略)	
	(人権教育室)		
	特別支援教育課		
	高校教育課	高等学校及び府立中学校における産業教育、理科教育、人権教育、学校図書館教育及び情報教育の振興に関する事務 府立高等学校及び府立中学校の施設、設備の整備充実に関する企画 英語指導助手に関する事務 高等学校の生徒の修学支援に関すること 高等学校における定時制教育、通信制教育の振興に関する事務 高等学校及び府立中学校における教育に関する次の事務 (1)学校管理に関する指導及び助言 (2)教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言 (3)生徒指導に関する指導及び助言 (4)研究大会、講習会、研究指定校等に関する事務 高等学校及び府立中学校の教科用図書に関する事務 府立高等学校及び府立中学校の教材の取扱いに関する事務 高等学校卒業程度認定試験に関する事務 高等学校及び府立中学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務 府立高等学校及び府立中学校の通学区域の設定及び変更に関する事務 高等学校及び府立中学校の入学者選抜に関する事務 府立高等学校改革に関する次の事務 (1)施策の企画及び推進 (2)施策の実施に伴う高校教育の専門的事項に関する指導と助言	
	保健体育課	(記載省略)	
	社会教育課		
	文化財保護課		
	地方機関	教育局	(記載省略)
		埋蔵文化財事務所	
	教育機関	総合教育センター	本府における教育の振興を目的として、次の事業を行う。 ・教育に関する専門的、技術的事項の研究 ・教育関係職員の研修の企画、調整及び実施 ・教育相談 ・教育に関する図書、資料の収集及び活用
図書館		(記載省略)	
少年自然の家			
郷土資料館			
	府立学校	中学校 3校 高等学校 47校(8分校) 特別支援学校 11校(5分校)	

(注) 業務分掌については多岐にわたるため、外部監査に関係する部署のみ記載している。

教育委員会の平成22年度から平成26年度までの委託契約額及び委託件数の推移については【表3.16.1の2】のとおりである。

【表3.16.1の2】 委託契約額及び委託件数の推移

所属名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)								
総務企画課	3,289	2	3,289	2	4,539	5	3,784	3	3,873	3
管理課	459,985	62	400,784	76	510,276	76	484,647	119	448,281	87
教職員課	5,401	3	4,791	2	4,801	2	21,538	3	18,804	3
福利課	-	-	-	-	25	1	25	1	26	1
学校教育課	17,793	21	23,992	22	21,012	29	24,785	61	21,368	47
特別支援教育課	4,161	4	2,785	3	-	-	4,212	1	4,240	1
高校教育課	51,461	30	39,123	11	59,931	17	48,795	23	72,567	24
保健体育課	1,444	4	956	4	7,152	11	4,296	9	6,278	8
社会教育課	124,126	8	89,365	4	85,016	6	72,853	13	61,546	8
文化財保護課	2,522	12	29,439	12	29,490	8	28,619	9	38,296	9
中丹教育局	-	-	-	-	-	-	69	2	31	1
府総合教育センター	118,496	47	113,495	48	101,673	55	99,476	57	101,588	60
府立図書館	38,066	22	46,265	23	46,467	20	46,564	20	51,790	20
山城郷土資料館	7,906	15	4,245	12	3,968	11	4,622	11	3,783	10
丹後郷土資料館	2,180	11	2,997	19	1,723	13	1,483	14	592	7
各高等学校(計46校)	63,313	85	70,673	193	70,673	249	88,798	221	78,227	201
盲学校	16,810	8	17,284	10	16,835	13	16,444	8	16,739	8
聾学校	4,740	7	5,345	9	4,711	13	4,165	7	4,331	9
向日が丘支援学校	10,227	2	10,000	7	114,478	6	10,664	5	10,915	6
宇治支援学校	-	-	51,883	4	54,214	13	54,375	14	56,697	14
城陽支援学校	2,917	6	2,834	6	3,797	13	2,912	10	2,714	5
八幡支援学校	34,903	11	37,113	12	37,730	15	43,800	9	48,482	7
南山城支援学校	32,167	11	21,811	13	26,679	16	24,558	12	27,987	10
丹波支援学校	12,852	6	12,886	12	12,518	15	12,885	10	15,296	9
中丹支援学校	14,043	5	12,994	11	13,711	13	15,601	12	13,104	10
舞鶴支援学校	39,606	19	38,918	24	41,115	27	40,359	28	41,607	25
与謝の海支援学校	9,848	7	6,596	8	12,843	9	13,349	9	13,864	12
合計	1,078,255	408	1,049,861	547	1,287,089	656	1,173,678	691	1,163,025	605

委託件数は平成26年度に減少しているものの全体的には増加傾向にある。一方、委託契約額については若干の変動はあるものの、大幅な増減は見られない。

教育委員会の同時期における人件費及び人員数の推移は【表3.16.1の3】のとおりである。

【表3.16.1の3】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
教育委員会	180,766,671	178,600,828	176,265,671	168,130,476	171,718,619
正職	16,818.0	16,774.0	16,880.0	16,789.0	16,617.0
正職以外	4,538.0	5,109.0	5,192.0	5,137.0	5,388.0
臨任	2,211.0	2,329.0	2,331.0	2,214.0	2,286.0
非常勤講師	2,081.0	2,032.0	2,073.0	2,116.0	2,207.0
嘱託	19.0	25.0	29.0	22.0	24.0
臨職	46.0	40.0	41.0	46.0	40.0
再任用	130.0	167.0	192.0	214.0	304.0
その他	51.0	516.0	526.0	525.0	527.0
1人当たり人件費	9,110	8,850	8,665	8,318	8,497

【表 3.16.1 の 3】による教育委員会の人員の多くは教職員が占めており、人件費及び人員数とも、ほぼ一定で推移していることが分かる。

3.16.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

教育委員会では高等学校等修学支援事業に係る業務量の増加に伴い、外部への業務委託が推進されている。高等学校等修学支援事業に係る業務委託の一覧は【表 3.16.2 の 1】のとおりである。

【表 3.16.2 の 1】 高等学校等修学支援事業に係る業務委託一覧

高校生等修学支援事業（貸付・返還）

区分	開始	業務名	目的	契約内容	実施時期
継続	平成26年度	京都府高等学校等修学金貸与申請書等データ入力業務	京都府高等学校等修学金貸与に係る事務のうち、ルーチン業務である申請書等データ入力及びこれに付随する業務を委託することにより、職員が返還金回収業務に携わる時間を増加させ、催告業務や返還に係る相談業務に丁寧に対応できる環境を整える。	高等学校等修学金貸与申請書等及び添付書類のデータを修学支援貸与償還システムに行政支援システム端末機を用いて入力する業務を委託する。	H26.12.7～ H29.8.31
新規	平成27年度	コンビニ収納代行業務	納付者の利便性の向上	コンビニ収納の代行	H28.2.22～ H29.3.31
継続	平成26年度	高等学校等修学資金返還金に係る納入通知書等印刷・封入封緘業務	高等学校等修学資金返還に係る業務のうち、ルーチン業務である納入通知書等の印刷・封入封緘業務を委託することにより、職員が返還金回収業務に携わる時間を増加させ、催告業務や返還に係る相談業務に丁寧に対応できる環境を整える。	高等学校等修学資金返還金に納入通知書、納付書及び督促状と同封ちらしの印刷・封入封緘業務を委託する。	H27.4.1～ H28.3.28
継続	平成22年度	京都府高等学校等修学資金返還催告業務（電話・文書催告）	京都府高等学校等修学資金貸付金の返還金のうち、納付期限を超過して未納となった債権について、催告業務の一部を債権回収会社に委託することにより、関係事務の効率化と返還金額の増加を図る。	債務者本人（修学生）に対する文書による催告、並びに債務者本人及び連帯保証人に対して電話による催告の実施。	H27.10.1～ H28.3.25
継続	平成25年度	京都府高等学校等修学資金返還金の債権整理・回収業務の委任（弁護士委任）	高等学校等修学資金返還金の未収債権のうち悪質・困難案件（高額かつ納付意志がない案件等）の効率的かつ公平な処理を促進するため、京都弁護士会所属の弁護士に対して、債権整理・回収業務を委任する。	京都府高等学校等修学資金返還金の債権整理・回収業務の委任	H27.7.22～ H28.3.31
継続	平成25年度	京都府高等学校等修学資金返還に係る訪問催告業務	京都府高等学校等修学資金貸付金の返還金のうち、納付期限を超過して未納となった債権について、催告業務の一部を債権回収会社に委託することにより、関係事務の効率化と返還金額の増加を図る。	債務者本人（修学生）又は同居の連帯保証人に対する訪問による催告の実施。	H27.11.24～ H28.3.27
継続	平成24年度	修学資金貸与・償還システム改修	制度改正等に伴うシステム改修	システム改修	H28.1.18～ H28.2.26 (予定)
継続	平成24年度	修学資金貸与・償還システム改修	システムの安定運用	日次、月次、年次処理の実施	H27.4.1～ H28.3.31

高校生等就学支援金業務

区分	開始	業務名	目的	契約内容	実施時期
新規	平成27年度	高等学校等就学支援金受給資格認定申請書等審査・入力業務	ルーチン業務である受給資格認定申請書等審査・入力業務を委託することにより、従来の臨時職員及び非常勤事務職員を雇用した業務実施体制に対し、大幅に費用削減を実現する。	高等学校等就学支援金受給資格認定申請書等及び添付書類の審査、申請書に記載された項目を高等学校授業料等収納システムに行政支援システム端末機を用いて入力する業務を委託する。	H27.5.11～ H27.10.9

奨学のための給付金にかかる業務

区分	開始	業務名	目的	契約内容	実施時期
新規	平成27年度	京都府奨学のための給付金申請書等審査・入力業務委託	ルーチン業務である申請書等審査・データ入力及びこれに付随する業務を委託することにより、職員が京都府高等学校等修学金貸与返還金回収業務に携わる時間を増加させ、催告業務や返還に係る相談業務に丁寧に対応できる環境を整える。	京都府奨学のための給付金申請書及び添付書類の審査、申請書に記載された項目を修学資金貸与償還システムに行政支援システム端末機を用いて入力する業務を委託する。	H27.8.3～ H27.9.18

教育委員会においては、高等学校等修学支援事業について多数の業務委託を実施していることが分かる。これらの高等学校等修学支援事業に係る業務委託のうち、主たる業務委託費は【表 3.16.2 の 2】のとおりである。

【表 3.16.2 の 2】高等学校等修学支援事業に係る主な業務委託費

(単位：千円)

業務委託名	年度	金額	備考
① 京都府高等学校等修学金貸与申請書等データ入力業務	平成26年度	3,664	12月～3月
	平成27年度	11,321	通年
② 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書等審査・入力業務	平成27年度	9,064	平成27年度より業務委託
③ 京都府奨学のための給付金申請書等審査・入力業務委託	平成27年度	2,494	平成27年度より業務委託

【表 3.16.2 の 2】の①については貸与のため返還が必要であり、返還業務の一部についても業務委託が実施（返還関係書類の審査、入力等）、検討（電話相談についての対応）が行われている。また、②③については、平成 27 年度からの新規の業務である。②については、いわゆる授業料無償化の見直し案件で、平成 25 年度までは公立高校は全生徒が授業料無償化の対象となっていたが、平成 26 年度から学年進行により世帯の所得制限が設けられたため、申請者についての審査が必要となり、平成 27 年度から業務委託が開始された。③については、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対し、「奨学のための給付金」を支給する制度であり、平成 26 年度から学年進行により始まった。これについても、世帯の所得制限が設けられているため、申請者についての審査が必要となり、平成 27 年度から業務委託が開始された。なお、教育委員会は②については京都府内の公立高校生のみ、③については京都府内の国公立高校生のみを対象としており、京都府内の私立高校生は文化スポーツ部文教課が担当している。文化スポーツ部文教課では業務委託を実施していない。

①～③のいずれについても、業務委託の主たる内容は申請書類等の審査やデータ入力であり、審査項目の重要事項は世帯所得の把握にある。よって、平成 28 年 1 月から運用が開始されたマイナンバーを有効に活用すれば、作業の効率化が促進できると考える。さらには、②は法定事務であり、①、③は国が主導し全国的にほぼ同じ内容で実施されている。よって、他の都道府県においても同様の作業を行っているのは明らかなため、他府県と連携してマイナンバーを利用したシステムの構築や、業務委託の一括発注等の効率化を検討する余地がある。

なお、②、③についてはマイナンバー法第9条に基づくマイナンバーの利用や、国（内閣府）主導による新システムの導入が見込まれているとの回答があった。

3.16.3 外部委託の内容検討

教育委員会所管における平成26年度の契約金額1件につき1,000万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・ITシステム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）は以下の4件であり個別に内容を検討する。

(1) スクールバス運行業務（計10案件）

① 委託内容

児童生徒のスクールバス送迎運行業務を行う。

② 委託の経過及び理由

スクールバスの運行業務を効果的かつ効率的に行うため委託を実施する。

③ 委託の効果（経費面を除く）

安全な通学方法の確保、就・修学の保障ができた。

④ 契約方法及び委託先の状況

【表3.16.3の1】 スクールバス運行業務の案件別契約内容

(単位：千円)

学校名	契約額	契約日	契約方法	契約期間	契約相手	入札参加者数	同一の委託先との継続契約の場合、その年数	件名
向日が丘支援学校	29,911 (10,154)	平成24年8月1日	一般競争入札	契約日から平成27年7月31日まで	(株)ジャパン・リリーフ	4社	3年	スクールバス運行業務 (5台)
宇治支援学校	15,151	平成26年4月1日	随意契約	契約日から平成26年7月31日まで	(株)キャビック	1社	4月	スクールバス運行業務 (8台)
宇治支援学校	101,394 (22,228)	平成26年7月21日	一般競争入札	契約日から平成29年7月31日まで	(株)キャビック	2社	3年4月	スクールバス運行業務 (8台)
八幡支援学校	72,254 (24,930)	平成25年8月1日	一般競争入札	契約日から平成28年7月31日まで	大新東(株)滋賀営業所	3社	3年	スクールバス運行業務 (6台)
南山城支援学校	71,211 (25,745)	平成24年8月1日	一般競争入札	契約日から平成27年7月31日まで	(株)キャビック	3社	3年	スクールバス運行業務 (9台)
丹波支援学校	2,945 (2,190)	平成26年4月1日	随意契約	契約日から平成27年7月31日まで	京都タクシー(株)	1社	1年4月	スクールバス運行業務 (1台)
丹波支援学校	32,456 (10,951)	平成24年8月1日	一般競争入札	契約日から平成27年7月31日まで	京都タクシー(株)	4社	3年	スクールバス運行業務 (6台)
中丹支援学校	36,084 (12,134)	平成24年8月1日	一般競争入札	契約日から平成27年7月31日まで	(有)チームワーク	3社	3年	スクールバス運行業務 (5台)
舞鶴支援学校	75,796 (24,866)	平成25年8月1日	一般競争入札	平成25年8月1日から平成28年7月31日	舞鶴京都タクシー(株)	3社	3年	スクールバス運行業務 (5台)
与謝の海支援学校	37,546 (4,368)	平成26年4月1日	随意契約	平成24年8月1日から平成27年7月31日まで	京都タクシー(株) (原・舞鶴京都タクシー(株))	1社	3年	スクールバス運行業務 (4台)

※契約金額は契約期間に対する金額であり、()の金額が平成26年度に対する金額である。

すべての案件が京都府立の特別支援学校におけるスクールバスの運行に関するものである。基本的には一般競争入札を行っているが、入札不調等個別に理由がある場合には、随意契約が締結されている。

⑤随意契約 (3 案件) とした理由

i 宇治支援学校

8月から新たに長期継続契約を締結する予定があることから、4月以降の4ヶ月間について前年度同一事業者によるつなぎ契約としたもの。

ii 丹波支援学校

平成26年3月に生徒数増に伴い1台増車したものであり、同一事業者に委託し円滑な運行体制を維持するため。

iii 与謝の海支援学校

入札不調によるもの。

⑥外部監査の結果

基本的には一般競争入札が実施されており、入札不調や特定の理由がある場合についてのみ随意契約が締結されている。学校のある地域により、入札者数にバラツキがあり、1事業者のみの入札となった結果、入札不調となり随意契約に至った案件もある。このような案件については、業務委託ではなく学校自体が運行することは検討できないのかと問いかけたところ、業務委託しない場合には運転手が急病等により急遽休むこととなるようなケース等に対応することが困難であるとの回答であった。

一方で、地域間における入札額にバラツキがあり、スクールバス1台当たりの経費比較は【表3.16.3の2】のようになっている。

【表3.16.3の2】 スクールバス1台当たりの経費

学校名	契約相手方等			運行状況			予定価格	契約額		備考
	契約期間 a	契約相手	入札 参加数	バス台数 b	バス種別	1台当たりの 平均走行距離	予定価格(千円)	契約額(千円) ①	1台当たりの 年間のコスト(千円) (①×a+b)	
丹波支援学校	3年	京都タクシー(株)	4社	6台	中型6台	33.5km	42,393	32,456	1,803	
中丹支援学校	3年	(有)チームワーク	3社	5台	大型1台 中型4台	32.3km	39,095	36,084	2,405	
向日が丘支援学校	3年	(株)ジャパン・リリーフ	4社	5台	中型5台	15.5km	39,810	29,911	1,994	
与謝の海支援学校	3年	舞鶴京都タクシー(株)	1社	4台	大型2台 中型2台	29km	37,552	37,546	3,128	
南山城支援学校	3年	(株)キャビック	3社	9台	大型2台 中型7台	19.9km	84,859	71,211	2,637	
八幡支援学校	3年	大新東(株) 遊覧営業所	3社	6台	中型6台	12.1km	91,950	72,254	4,014	介助員12人 (2人×6台)
舞鶴支援学校	3年	舞鶴京都タクシー(株)	3社	5台	大型3台 中型2台	19.6km	77,364	75,796	5,053	介助員10人 (2人×5台)
宇治支援学校	3年	(株)キャビック	2社	8台	大型6台 中型2台	11km	154,858	101,394	4,224	介助員16人 (2人×8台)

スクールバスの運行においては人命を預かる業務であることから、低価であるだけでなく、安心・安全の観点により重要であり、公共工事の入札等で導入されている低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入を検討すべきと考える。

(2)平成26年度京都府立高校実力テスト処理業務

①委託内容

京都府立高校実力テスト（国語・数学・英語）及び生活実態調査の実施に係るマークシート等テスト資材の作成、データ処理、集計結果の作成・分析を行う。

②委託の経過及び理由

学力テストに係るデータ処理や分析を迅速かつ効率的に行うため委託を実施する。

③委託の効果（経費面を除く）

迅速かつ効率的なデータ処理により、各府立高校の学習指導や進路指導等への活用ができた。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.16.3の3】 京都府立高校実力テスト処理業務の契約内容

（単位：千円）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
プロポーザル参加者数	1社	1社	1社
委託先	京都工業㈱	京都工業㈱	京都工業㈱
契約期間	平成24年4月2日 ～ 平成25年3月22日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月25日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月25日
予定価格	8,334	9,875	10,102
契約金額	7,674	8,607	10,102

一般競争入札を行っているが、同じ事業者が継続して落札している。なお、契約金額は委託業務内容の増加により徐々にではあるが上昇している。

⑤外部監査の結果

京都府立高校実力テスト処理業務においては一般競争入札方式を導入しているにもかかわらず、参加者が1事業者のみという状態が継続している。なお、平成26年度における公募の日程は【表3.16.3の4】である。

【表3.16.3の4】 平成26年度の一般競争入札による審査・契約の日程

項目	日程
公告日	平成26年3月3日 (ホームページにて公募)
入札説明会	平成26年3月5日
入札に関する質問期限	平成26年3月10日
申請書の提出期限	平成26年3月10日
入札日	平成26年3月19日
契約期間	平成26年4月1日～平成27年3月25日

公告日から入札日までは2週間以上の日程が設けられているものの、入札説明会は公告日の2日後に設定されており、十分な告知期間が設けられていない。一般競争入札においては不特定多数の事業者の参加が期待されるため、入札参加者を増やす努力が必要であり、入札参加者が1事業者のみの状態が継続している現状を鑑みると、日程の設定について工夫を施す努力が必要である。

(3)高校生学習チャレンジサポート事業に係る業務委託

①委託内容

府立高等学校における大学進学希望者に対応した、インターネット等を活用した教科別学習用デジタルコンテンツの提供及び教員の指導力向上研修の実施業務を行う。

②委託の経過及び理由

大学進学を希望する生徒の学力向上を図るため、進学予備校のコンテンツを活用した学習指導の実施や教員向けの研修を実施するもの。

③委託の効果（経費面を除く）

自学自習生徒の増加を促し、学校における学習指導の改善ができた。また、教員研修で得た知識や指導技術の生徒への還元ができた。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.16.3の5】 高校生学習チャレンジサポート事業に係る業務委託の契約内容

(単位：千円)

年度	平成26年度
契約方法	随意契約 (プロポーザル方式)
プロポーザル参加者数	3社
委託先	(学)駿河台学園
契約期間	平成26年6月13日 ～ 平成27年3月20日
予定価格	14,757
契約金額	13,577

平成26年度からの新規事業であり、随意契約（プロポーザル方式）による公募が行われ、参加した3事業者によるプレゼンテーションが実施された。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

サービス提供内容が利用者である府立高校生自身にとって使いやすい内容となってい

るかなどを個別に検討する必要があるため。

⑥外部監査の結果

高校生学習チャレンジサポート事業は、京都府北部地域の高校生に予備校等のコンテンツを活用した学習教材を提供し、大学進学に向けて学力向上を図るために始まった事業である。なお、対象となる高校はあらかじめ決まっており、【表 3.16.3 の 6】の 13 箇所が対象となっている。

【表3.16.3の6】 高校生学習チャレンジサポート事業の対象校

高校生学習チャレンジサポート事業の対象校
綾部高校(本校)・綾部高校(東分校)・福知山高校・工業高校 大江高校・東舞鶴高校・西舞鶴高校・宮津高校・海洋高校・加悦谷高校 峰山高校・網野高校・久美浜高校 (計13箇所)

高校生学習チャレンジサポート事業はプロポーザル方式を採用しているため、平成 26 年度に実施された公告から審査、契約に至るまでのプロセスについて検討を行った。当該プロセスの日程は【表 3.16.3 の 7】のとおりである。

【表3.16.3の7】 平成 26 年度のプロポーザル方式による審査・契約の日程

項目	日程
公告日	平成26年5月23日 (募集要項、仕様書をホームページにて公表)
企画提案書作成に関する質問期限	平成26年5月27日
企画提案書作成に関する回答期日	平成26年5月29日
企画提案書等の提出期限	平成26年6月2日
プレゼンテーション実施日	平成26年6月5日
契約期間	平成26年6月13日～平成27年3月23日

公告日から企画提案書作成に関する質問期限は 4 日後であり、企画提案書等の提出期限やプロポーザル方式によるプレゼンテーション実施日も公告日から 1～2 週間程度に設定されており、参加者がエントリーするのが困難な日程に設定されている。今回は、新学期が始まってから当該事業の立ち上げが決まったため、早期に事業者の選定が必要であったという事情は配慮できる。しかしながら、今回のような新規事業では、定期的に公募されている事業に比べて事業者が募集されているのを発見しにくいと考えられるため、今後においては検討の余地がある。

次に、3事業者によるプレゼンテーションの審査結果は【表 3.16.3 の 8】のとおりである。

【表3.16.3の8】 プロポーザル方式によるプレゼンテーションの評価点

審査項目	配点	A社									B社							C社							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
1 業務遂行内容	15	12	14	12	14	14	15	15	111	9	12	10	9	10	12	13	75	6	9	9	10	9	11	9	63
2 業務遂行体制	10	8	8	7	10	10	10	10	73	6	8	7	7	9	10	9	56	4	5	6	4	8	8	3	38
3 企画提案内容	5	4	5	4	5	5	5	4	37	3	4	3	3	3	4	4	24	2	3	2	2	3	3	3	18
4 システム関係	5	4	4	4	5	5	5	4	36	3	4	3	3	4	4	4	25	2	3	3	4	5	3	3	23
5 業務実績等	5	5	5	4	5	5	5	5	39	4	4	4	4	5	5	5	31	3	2	3	2	3	3	2	18
6 経費見積額	10	8	8	8	8	8	8	8	66	10	10	10	10	10	10	10	70	6	6	6	6	6	6	6	42
合計	50	41	44	39	47	47	48	46	362	35	42	37	36	41	45	45	281	23	28	29	28	34	34	26	202

7人の評価委員により審査がされており、評価委員ごとに採点のつけ方に若干のバラツキはあるものの、評価委員の全員がA事業者（(学)駿河台学園）に最高得点を付けており、妥当な評価が行われたと考えられる。

なお、評価項目・評価の観点については【表 3.16.3 の 9】のとおりである。

【表3.16.3の9】 プレゼンテーションの評価項目・評価の観点

番号	項目	評価の観点	点数
1	業務遂行内容	・大学進学を希望する生徒に対して、学力の向上を達成するのに十分な履行を提案しているか。	5
		・自学自習の習慣付け及び学習意欲の向上につながる履行を提案しているか。	5
		・教員に対して、大学進学指導に対応できる教科指導力の向上を達成するのに十分な履行を提案しているか。	5
2	業務遂行体制	・業務の遂行上必要な教科指導力と実績を有する職員が適切に配置されているか。	5
		・業務の円滑かつ確実な履行に向けた実施体制及びサポート体制が確立されているか。	5
		・業務遂行にあたって、確実に実行できる会社であるか。	
3	企画提案内容	・企画提案書に示す内容が、京都府教育委員会の求める内容であるか。	5
4	システム関係	・既存ネットワーク環境に過度の負担をかけない仕様であるか。 ・利用時間制限の有無や個別及び集団で活用できる柔軟性のあるシステムか。	5
5	業務実績等	・教育機関における、類似業務の実績はあるか。	5
6	経費見積額	・見積金額の低い者から以下のとおり加点する。 最低金額・・・10点 次点金額・・・8点 3位金額・・・6点 4位金額・・・4点 5位以下金額・・・0点	10
合計			50

【採点基準】 番号1～5

優れている：5点
 やや優れている：4点
 普通：3点
 やや劣っている：2点
 劣っている：1点

【表 3.16.3 の 9】に記載されている評価項目・評価の観点については妥当な記載内容と考えられ、特段指摘すべき事項はない。

今後の検討課題として、当事業は新規事業であるため、利用状況や利用者の評価について調査を進め、事業の継続の可否について判断が必要と考える。

(4) 休日夜間電話相談業務

① 委託内容

京都府総合教育センターが実施する電話教育相談「ふれあい・すこやかテレフォン」において、夜間時間帯及び年末年始を含む国民の祝日の相談業務を委託する。

② 委託の経過及び理由

休日夜間の電話相談業務を効果的かつ効率的に行うため、平成20年度から委託を実施している。

③ 委託の効果（経費面を除く）

臨床心理士を中心としたより専門的な相談の実施が可能となった。また、休日及び夜間の職員の勤務体制の改善（これまでは携帯電話で職員が常時対応）が図れた。

④ 契約方法及び委託先の状況

【表3.16.3の10】 休日夜間電話相談業務の契約内容

（単位：千円）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 （プロポーザル方式）	随意契約 （プロポーザル方式）	随意契約 （プロポーザル方式）
プロポーザル 参加者数	1社	1社	1社
委託先	ダイヤル・サービス(株)	ダイヤル・サービス(株)	ダイヤル・サービス(株)
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	15,420	15,420	15,078
契約金額	14,470	14,799	14,256

随意契約（プロポーザル方式）による公募が行われたが、参加者は前契約者1事業者が応募したのみであった。

⑤ 随意契約（プロポーザル方式）とした理由

休日夜間電話相談による相談内容への総合的な対応において、相談員の高い資質、事業全体への深い理解、また電話相談に係る極めて高いノウハウを有するものでなければ実施が困難であることから、電話相談における執行体制や高い履行能力の評価を重視することにより最も優れた相手方を選ぶ必要があるため。

⑥ 外部監査の結果

休日夜間電話相談業務は平成17年9月、平成18年10月にいじめが原因と考えられる小中学生の自殺事象が相次いで起こったことを踏まえて、文部科学省が「いじめ」問題

対策のため、子ども等が夜間・休日も含めて 24 時間いつでも相談できるよう、都道府県・指定都市教育委員会が実施している電話相談の充実を図る経費を平成 18 年度補正予算で措置し、各教育委員会に対して充実を図るよう要請されたものである。

休日夜間電話相談業務はプロポーザル方式を採用しているため、平成 26 年度に実施された公告から審査、契約に至るまでのプロセスについて検討を行った。当該プロセスの日程は【表 3.16.3 の 11】のとおりである。

【表3.16.3の11】 平成 26 年度のプロポーザル方式による審査・契約の日程

項目	日程
公告日	平成26年3月6日 (募集要項、仕様書をホームページにて公表)
必要書類交付期間	平成26年3月6日～平成26年3月13日
質問受付期間	平成26年3月6日～平成26年3月13日
質疑回答	平成26年3月14日
企画提案提出期限	平成26年3月18日
審査	平成26年3月20日
契約期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日

必要書類交付期間及び質問受付期間、質疑回答とも公告日から約 1 週間程度であり、企画提案書提出期限及び審査については公告日から約 2 週間程度と短期間の日程となっている。

休日夜間電話相談業務においては、公募しているにも係わらずプロポーザル方式参加者が 1 事業者のみの現状に鑑みると日程の見直しを行う必要があると考える。

次に、参加は 1 事業者のみであったが、プレゼンテーションは実施され、その審査結果は【表 3.16.3 の 12】のとおりである。

【表3.16.3の12】 プロポーザル方式によるプレゼンテーションの評価点

評価項目		評価委員の採点					
		①	②	③	④	⑤	⑥
1 積算評価	経費見積評価 (配点5点)	2	2	2	2	2	2
2 業務実績	業務実績評価 ・組織力 ・実績 ・信頼性 (配点5点)	4	4	4	4	4	4
3 業務遂行能力	業務遂行能力評価 ・組織力 ・実績 ・信頼性 (配点15点)	13	14	15	12	13	14
4 業務遂行体制	業務遂行体制評価 ・電話相談員の相談体制 ・相談室等の整備 (配点20点)	16	16	20	16	18	16
5 情報保護	・セキュリティーポリシー (配点5点)	4	4	4	4	4	4
合計		39	40	45	38	41	40

6人の評価委員により審査がされており、評価委員③の評価点が若干高めではあるものの、他の評価委員の評価点はほぼ近似しており、妥当な評価が行われたと考えられる。なお、評価項目・評価の観点については【表3.16.3の13】のとおりである。

【表3.16.3の13】 プレゼンテーションの評価項目・評価の観点

評価項目	評価	点数	
1 経費見積額 (5点)	見積金額（消費税相当額を含む。） により評価	12,063,168円以下	5
	・人件費	12,063,168円超 12,817,116円以下	4
	・施設費	12,817,116円超 13,571,064円以下	3
	・事務手続等経費	13,571,064円超 14,325,012円以下	2
	・その他経費	14,325,012円超 15,078,960円以下	1
		15,078,960円超 (審査対象外)	0
2 業務実績 (5点)	業務実績等から比して	特に優れている	5
	・業務を環椎する組織力や実績、信頼性 があること。	やや優れている	4
	・企業概要等から企業に目標、規模その 他提案者して適当であること。	普通	3
		やや劣っている	2
		劣っている	1
		明らかに不満	0
3 業務遂行能力 (15点)	仕様書に比して ・業務を環椎する組織力や実績、信頼性 があること。	特に優れている	10
		やや優れている	8
		普通	6
		やや劣っている	4
		劣っている	2
		明らかに不満	0
	仕様書に比して ・作業スケジュールや内稟江頻度が適当 であること。	特に優れている	5
		やや優れている	4
		普通	3
		やや劣っている	2
	劣っている	1	
	明らかに不満	0	
4 業務遂行体制 (20点)	仕様書に比して ・電話相談員の相談体制 ・相談室等の設備	特に優れている	10
		やや優れている	8
		普通	6
		やや劣っている	4
		劣っている	2
		明らかに不満	0
	仕様書に比して ・相談案件の報告体制 ・緊急相談体制	特に優れている	10
		やや優れている	8
		普通	6
		やや劣っている	4
	劣っている	2	
	明らかに不満	0	
5 セキュリティポリシー (5点)	・セキュリティポリシーが定められてお り、情報の取扱いが厳密かつ繊細に考え られていること。	特に優れている	5
		やや優れている	4
		普通	3
		やや劣っている	2
		劣っている	1
		明らかに不満	0

【表 3.16.3 の 13】に記載されている評価項目・評価の観点については妥当な記載内容と考えられ、特段指摘すべき事項はない。

次に、休日夜間電話相談業務で外部事業者へ業務委託している委託時間と年間日数は【表 3.16.3 の 14】のとおりである。

【表3.16.3の14】 外部事業者への委託業務時間

種類	委託時間	年間日数
平日・土・日	20:00～翌朝9:00 (引継時間前後30分を含む。)	343日
休日	8:00～翌朝9:00 (引継時間前後30分を含む。)	22日
計		365日

一方で、【表 3.16.3 の 14】 の委託業務時間以外の平日昼間の業務は京都府の職員が対応している。この平日昼間の業務対応における人員体制及び年間人件費は【表 3.16.3 の 15】 のとおりである。

【表3.16.3の15】 京都府職員による人員体制・年間人件費

人員体制	週27時間勤務	6名
	週12時間勤務	1名
	週6時間勤務	2名
年間人件費	14,678千円	

年間人件費は 14,678 千円である一方で、平成 26 年度における外部事業者との契約額は【表 3.16.3 の 10】 のとおり 14,256 千円とほぼ同額となっている。単純に比較するのは困難ではあるが、夜間や休日といった厳しい勤務時間帯を担当している環境を考慮すると業務を委託した方が効果的ではないかと考える。また、引継時間の観点からも京都（京都府職員）と東京（外部事業者）の間での引継ぎは不効率であり、全ての業務について業務の委託を検討する余地があると考ええる。

また、京都府では本件電話相談業務以外にも電話相談窓口を複数開設している。なお、本件に関する各機関の窓口設置状況は【表 3.16.3 の 16】 のとおりである。

【表3.16.3の16】 本事業関連の電話相談窓口（京都府以外も含む）

電話相談名	相談内容
ふれあい・すこやかテレフォン	いじめ、不登校等に関する教育相談
ネットいじめ通報サイト	ネットいじめに関する相談
体罰専用相談電話	体罰に関する相談
京都いのちの電話	自殺予防のための相談
児童相談所	子どもの福祉に関する相談
法テラス及び犯罪被害者サポートチーム	犯罪被害相談
ヤングテレフォン	少年非行等に関する相談

確かに、相談内容に応じてきめ細やかに対応したいとの趣旨もわからなくもないが、相談者は切迫した状況にある可能性も高く、このように電話相談窓口が多数あるとかわって混乱をきたす可能性も無くはないと考える。さらに、京都府以外にも国や京都市や各市町村、民間においても同様の電話相談窓口があることから、統合等の見直しについて検討する余地があると考ええる。

3.16.4 結論

(1)指摘事項

なし

(2)意見

①高校生に対する就学支援金、給付金業務におけるマイナンバーの活用について

高校生に対する就学支援金、給付金業務においては、世帯の所得制限についての審査が主要業務となっている。平成28年1月から運用が開始されたマイナンバーには、各自の税や社会保障に関する情報が集約される。よって、この情報を審査に利用すれば、京都府における事務負担の簡素化のみならず、利用者の手続の軽減も期待できるため、積極的な活用を検討されたい。

なお、この点について就学支援金は法定事務でありマイナンバー法第9条に「地方公共団体は、同法に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる」と定められていることから、多くの都道府県において活用すると見込まれる。また、給付金についても就学支援金と「事務の趣旨や目的が同一である」ためマイナンバーを利用することができるとの見解が国において示されていることから、多くの都道府県において活用すると見込まれるとの回答があった。さらに、貸付業務についても、国においてマイナンバーの利用を検討中であるとの説明があった。

②高校生に対する就学支援金、給付金業務における他府県との連携について

①で提案したマイナンバーの活用を行うにあたっては、システムの変更を伴うことになり、相当の開発経費を要する可能性がある。しかしながら、そもそも高校生に対する就学支援金業務は国の制度を各都道府県が代行している業務、給付金業務は国が主導し全国的にほぼ同内容で実施されている業務であり、マイナンバーの活用については京都府に限ったことではない。よって、システム化する際には、他の都道府県との共通利用を検討することで、新システムの開発経費削減を模索する必要があると考える。

なお、この点についてマイナンバー制度における情報連携システムは国（内閣府）において既に構築されており、京都府においても平成 27 年度中に就学支援金システムの改修を完了するなど対応済みとのことである。よって、今回のマイナンバーの導入に伴う、他府県とソフトウェア開発等の連携は望めないが、今後の新制度導入時に同様の事象が発生することも考えられる。そこで、その際には他府県との連携を行い、開発コスト等の削減を図る努力をされたい。

③スクールバス運行における低入札価格制度等の導入について

スクールバス運行においては、一般競争入札を採用しているが、運行する地域間における入札額にバラツキがあり、【表 3.16.3 の 2】のように入札事業者が多い地域においては 1 台当たりの経費が低価となっている。スクールバスの運行については人命を預かる業務であることから、低価であるだけでなく、安心・安全の観点がより重要であり、公共工事の入札等で導入されている、低入札価格調査制度や最低制限価格制度または総合評価方式の導入を検討されたい。

④一般競争入札及びプロポーザル方式における日程の見直しについて

「京都府立高校実力テスト処理業務」においては、一般競争入札を採用しているが、公告日から入札日までは 2 週間以上の日程が設けられているものの、入札説明会は公告日の 2 日後に設定されており、十分な告知期間が設けられていない。一般競争入札においては不特定多数の事業者の参加が期待されるため、入札参加者を増やす努力が必要であり、入札参加者が 1 事業者のみの状態が継続している現状に鑑みると、日程の設定について工夫されたい。

また、「休日夜間電話相談業務」においては、プロポーザル方式を採用しているため、公募により参加者を募集しているが、必要書類交付期間及び質問受付期間、質疑回答とも公告日から約 1 週間程度で、企画提案書提出期限及び審査については公告日から約 2 週間程度と短期間の日程となっている。「休日夜間電話相談業務」においては、参加者が 1 事業者のみという状態が継続している現状に鑑みると日程の見直しをされたい。

⑤利用者評価の実施及び利用結果の反映について

「高校生学習チャレンジサポート事業」については、平成 26 年度からの新規事業であ

り、プロポーザル方式により事業者が選定された。そこで、当該事業者の提供したサービスが利用者である府立高校生にとって使いやすい内容であったか等については事後的に評価を行い、翌年度以降の事業者選定においては利用者の要望を考慮した審査項目とする必要があると考える。よって、利用者である府立高校生によるアンケートを実施し、当該内容を翌年度以降の審査に反映されたい。

また、今回の対象校は予備校等が少ない京都府北部地域にある一定の高校に限定されている。しかしながら、対象校の選定に当たっては高校の所在地だけでなく、通う生徒の居住地も踏まえた視点が必要と考える。よって、アンケート等により当事業が有用と判断された場合においては、利用可能校や利用者の範囲についても見直し検討が望まれる。ただし、アンケート等により当事業の有用性に疑問が生じる場合には、利用可能校の縮小や廃止についても検討されたい。

⑥電話相談の全面外部委託について

「休日夜間電話相談業務」は平日の夜間及び休日の電話相談業務を外部委託しているが、平日昼間の業務については京都府の職員が担当している。両者の業務時間を比較すると外部委託している事業者の方が長時間となるのは明らかであるが、1年間の契約金額（外部事業者）と人件費（京都府職員）はほぼ同額となっている。よって、業務の集約により、引継ぎ業務の簡素化等による効率化や経費面でのメリットも期待できると考えられるため、平日昼間の業務についても外部への業務委託を検討されたい。

⑦電話相談における他所管分との連携について

京都府では電話相談業務について京都府教育委員会が設置している「休日夜間電話相談業務」のみならず、多数の電話相談窓口を設置している。これらの電話相談窓口は京都府のみならず、国や京都市を含む各市町村、さらには民間においても設置されており、かなりの重複が生じているものとする。確かに、それぞれの状況に対応した電話窓口設置の趣旨も理解できなくもないが、あまりに多いと緊急時には混乱を招くことも考えられるため、まずは京都府の電話相談窓口について検証し、可能なものは集約することを検討されたい。また、次の段階においては、京都府内の各市町村との集約を検討する余地があるとする。

3.17 警察本部

3.17.1 警察本部の事務概要

京都府警察は、警察本部、市警察部、警察学校及び警察署 25 署からなっている。また、警察本部は、総務部、警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通部、警備部の 7 部である。部別の業務分掌は【表 3.17.1 の 1】のとおりである。

【表 3.17.1 の 1】 警察本部の業務分掌

課別	業務分掌
総務部	公安委員会の庶務に関する事。 機密に関する事。 公印の管守に関する事。 公文書類の接受、発送、編集および保存に関する事。 事務能率の増進に関する事。 警察統計（犯罪統計を除く。）に関する事。 広報に関する事。 情報の公開に関する事。 個人情報保護に関する事。 予算、決算及び会計に関する事。 財産及び物品の管理及び処分に関する事。 会計の監査に関する事。 警察装備に関する事。 留置施設に関する事。 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。 前各号に掲げるもののほか、他の部又は機関の所掌に属しない事務に関する事。
警務部	人事、定員及び給与に関する事。 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。 犯罪被害者等給付金に関する事。 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関する事。 福利厚生に関する事。 警察教養に関する事。 監察に関する事。
生活安全部	犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事。 犯罪の予防に関する事。 少年非行の防止に関する事。 保安警察に関する事。
地域部	地域警察に関する事。 前号に掲げるもののほか、警らに関する事。
刑事部	刑事警察に関する事。 国際捜査共助に関する事。 犯罪鑑識に関する事。 犯罪統計に関する事。 暴力団対策に関する事。 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関する事。 組織犯罪の取締りに関する事（他部の所掌に属するものを除く。）。 犯罪による収益の移転防止に関する事。
交通部	交通警察に関する事。

警備部	警備警察に関すること。 警備実施に関すること。 機動隊に関すること。 災害警備に関すること。 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。 警衛に関すること。 警護に関すること。
市警察部	京都市及び関係機関との連絡調整に関すること。 警務部警務課のつかさどる事務のうち、警察本部長が定める京都市の区域内に係る事務に関すること。
警察学校	基本課程の教養に関すること。 専門課程の教養に関すること。 一般職員課程の教養に関すること。 学校施設の維持管理に関すること。

外部委託の金額及び委託件数は【表 3.17.1 の 2】のとおりである。年度によって委託件数、委託契約額に変動はあるものの、契約担当課である会計課を除けば、運転免許試験課、交通規制課、交通指導課の占める割合が大きい。

【表3.17.1の2】 委託契約額及び委託件数の推移

所属名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)								
総務課	977	1	977	1	977	1	892	1	960	1
情報管理課	3,038	3	5,983	6	25,285	9	1,160	2	251	1
広報応接課	-	-	-	-	3,714	1	-	-	-	-
会計課	210,231	120	291,251	113	323,839	107	242,405	128	234,676	105
装備課	-	-	-	-	-	-	-	-	215	1
警務課	882	1	877	1	881	1	1,695	2	845	2
厚生課	1,145	3	1,172	3	1,311	3	3,059	6	2,012	4
教養課	326	1	307	1	307	1	153	1	305	1
監察官室	-	-	-	-	-	-	3	1	32	1
生活安全企画課	6,789	3	9,329	3	9,810	4	8,086	3	9,180	3
サイバー犯罪対策課	756	1	-	-	250	1	-	-	-	-
地域課	6,300	1	5,775	1	5,565	1	-	-	367	1
通信指令課	5,608	2	18,670	3	5,608	2	5,723	2	17,485	2
機動警ら課	-	-	16,790	1	-	-	5,565	1	5,724	2
刑事企画課	-	-	1,439	1	210	1	509	2	335	1
捜査第一課	-	-	-	-	26	1	32	1	-	-
鑑識課	-	-	624	1	37	1	-	-	384	1
組織犯罪対策第二課	2,240	2	2,267	3	4,823	3	3,191	2	3,146	2
組織犯罪対策第三課	367	1	367	1	367	1	346	1	301	1
交通企画課	14,592	1	14,681	1	16,999	2	19,482	2	20,518	2
交通規制課	421,878	46	424,273	40	453,538	63	424,465	36	453,591	37
交通指導課	262,709	13	267,284	9	253,963	5	247,260	6	276,509	7
交通捜査課	-	-	-	-	-	-	-	-	1,551	2
運転免許試験課	655,691	11	646,167	13	657,417	11	656,583	12	687,309	14
公安課	517	3	-	-	-	-	-	-	-	-
警察学校	-	-	-	-	-	-	-	-	6,555	1
京都府川端警察署	755	9	991	12	1,052	13	1,031	11	1,103	7
京都府上京警察署	1,117	5	470	9	1,242	12	1,351	11	1,387	8
京都府東山警察署	3,577	13	5,558	16	5,911	17	5,848	16	6,263	17
京都府堀川警察署	875	10	1,329	17	-	-	-	-	-	-
京都府五条警察署	7,850	23	8,679	29	-	-	-	-	-	-
京都府七条警察署	1,055	9	1,198	14	-	-	-	-	-	-
京都府中京警察署	-	-	-	-	4,293	10	6,618	14	6,758	13
京都府下京警察署	-	-	-	-	8,382	22	8,657	21	9,247	21
京都府下鴨警察署	765	12	839	11	899	10	984	12	1,289	11
京都府伏見警察署	1,752	9	1,797	13	1,806	12	1,985	12	29,289	12
京都府山科警察署	1,131	10	1,468	12	1,816	14	1,702	11	1,805	10
京都府右京警察署	1,533	11	1,618	19	1,559	14	1,532	14	1,847	16
京都府南警察署	1,512	14	1,902	17	1,444	10	1,349	9	2,449	8
京都府北警察署	1,462	9	1,658	12	1,745	13	1,708	13	1,722	9
京都府西京警察署	742	7	920	8	1,439	13	1,278	11	1,301	8
京都府向日町警察署	1,448	10	1,336	11	1,554	14	942	11	1,529	10
京都府宇治警察署	1,061	12	1,050	13	1,329	16	1,109	14	1,270	13
京都府城陽警察署	1,466	10	1,462	11	1,193	11	1,288	12	1,210	10
京都府八幡警察署	940	10	879	8	770	10	1,050	11	939	7
京都府田辺警察署	911	9	884	7	1,218	8	1,055	4	1,247	9
京都府木津警察署	1,091	8	1,202	7	1,194	9	1,279	10	1,408	10
京都府亀岡警察署	949	7	2,146	12	748	8	1,032	9	1,168	10
京都府南丹警察署	845	10	899	12	848	12	912	12	914	13
京都府綾部警察署	1,077	8	1,094	11	1,115	8	1,730	10	1,420	7
京都府福知山警察署	1,561	8	1,343	7	1,921	10	1,834	8	1,434	8
京都府舞鶴警察署	1,564	10	1,943	13	1,759	12	2,108	12	2,287	13
京都府宮津警察署	1,220	9	1,260	9	1,129	9	1,194	9	1,619	9
京都府京丹後警察署	2,956	14	2,854	15	2,706	15	2,626	16	2,848	15
合計	1,635,261	479	1,755,007	527	1,813,997	521	1,672,813	502	1,806,000	466

また、契約方法は【表 3.17.1 の 3】のとおりであり、委託件数全体に占める一般競争入札の割合は低い。

【表3.17.1の3】 外部委託の契約方法の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26
随意契約	405	466	460	440	401
一般競争入札	32	25	25	23	27
指名競争入札	42	36	36	39	38
合計	479	527	521	502	466

さらに、一般競争入札及び指名競争入札に関する入札参加者の状況は【表 3.17.1 の 4】のとおりである。

【表3.17.1の4】 入札参加者の状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26
参加者数1社のみ	10	10	9	8	12
参加者2社以上	64	51	52	54	53
合計	74	61	61	62	65

人件費及び人員数の推移は【表 3.17.1 の 5】のとおりであり、人件費、人員数は教育委員会に次ぐ規模である。

【表3.17.1の5】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
警察本部	69,729,909	67,236,882	67,929,092	63,857,949	66,104,573
正職	7,026.0	6,994.0	7,032.0	7,050.0	7,057.0
正職以外	366.0	386.0	398.0	407.0	400.0
嘱託	322.0	336.0	333.0	347.0	349.0
臨職	31.0	25.0	39.0	40.0	23.0
再任用	13.0	25.0	26.0	20.0	28.0
1人当たり人件費	9,591	9,272	9,309	8,722	9,026

3.17.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

現状における警察本部の外部委託状況を確認するため、警察本部組織図等により、「定型/大量/反復的な業務集計・電算入力業務、台帳整備等データ管理業務の有無」、「定型/大量/反復的な調査統計業務の有無」、「定型/大量/反復的な窓口サービス業務の有無」、「定型/大量/反復的な事務事業の有無」について質問した。

総務課、情報管理課、会計課、装備課、警務課、厚生課、教養課、監察官室、生活安全企画課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、機動警ら課、刑事企画課、捜査

第一課、組織犯罪対策二課、組織犯罪対策三課、鑑識課、交通捜査課、公安課、警察学校については、「定型/大量/反復的業務」は「無し」との回答を得た。

一方、交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許試験課については、「定型/大量/反復的業務」は「有り」との回答を得たが、外部委託可能なものは外部委託されているとの回答を得た。

さらに、他の都道府県で外部委託を実施している警察所管事務で、府でも情報収集されている段階の外部委託実施例及び自治体について質問したところ、近畿管内の各府県に調査を実施したが、運転免許証更新通知事務等委託業務、運転免許証更新時講習等委託業務、自動車保管場所証明現地調査委託業務、放置車両確認及び標章取付け委託業務等、当府と同様の業務以外に特徴的な事務を委託している例は認められないとの回答を得た。

3.17.3 外部委託の内容検討

警察本部における平成26年度の契約金額1件につき1,000万円以上の業務委託案件(施設管理・工事・保守点検・ITシステム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く)は以下の14案件であり個別に内容を検討する。

(1)違反者講習委託業務

①委託内容

行政点数によって基準点(6点)に達した運転者に対する講習で、ボランティア活動と講義又は実車による運転診断と講義の講習で行う6時間の法定講習である。

②委託の経過及び理由

平成16年度から、一般財団法人京都府交通安全協会と指定自動車教習所に委託を実施。

③委託の効果(経費面を除く)

京都市地域以外の地区の南部、北部地域の該当者の受講率が上がる。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.17.3の1】 違反者講習委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約(単独)	随意契約(単独)	随意契約(単独)
委託先	(一財)京都府交通安全協会ほか	(一財)京都府交通安全協会ほか	(一財)京都府交通安全協会ほか
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	25,077	27,690	29,577
契約(支払)金額	29,005	25,804	23,604

違反者講習は一般財団法人京都府交通安全協会（運転免許試験場内）と府下の指定自動車教習所である山城自動車教習所、園部安全自動車学校、京都府舞鶴自動車学校の計4機関に委託されている。平成16年度から同一の委託先と継続して単価ベースの単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

道路交通法第108条の2第3項及び同施行規則第38条の3により、講習を行うために必要かつ適切な組織・設備及び能力を有すると公安委員会が認めた法人に委託先が特定されているため、単独随意契約としている。

⑥外部監査の結果

業務の履行確認や評価は毎月の報告や随時の検査により監督し、講習は法令等の基準により実施しており、実施手順等に若干の違いはあるものの講習レベルにも差異はないとの説明を受けている。すなわち、違反者講習の外部委託における管理監督や講習レベルの維持・向上についても部局においてノウハウが蓄積されていると考えられる。

(2)仮運転免許事務委託業務

①委託内容

仮運転免許取得における「仮運転免許申請受理、仮運転免許試験の実施、仮運転免許証の交付」等一連の業務の委託。

②委託の経過及び理由

仮運転免許は教習課程と密接に関連しており、また仮免許取得者数は非常に多数に上り、その判断基準も明確であるため、制度発足当時より委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

大量の仮免許取得者に対応し府民の利便性に応えている。また、職員の業務量を低減し、効率的に業務が実施できている。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.17.3の2】 仮運転免許事務委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約(単独)	随意契約(単独)	随意契約(単独)
委託先	京都府自動車学校ほか (23教習所)	京都府自動車学校ほか (23教習所)	京都府自動車学校ほか (23教習所)
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	38,912	38,565	39,560
契約(支払)金額	39,525	39,850	40,189

⑤単独随意契約とした理由

道路交通法第108条第1項及び同施行規則第31条の4の2により、免許関係事務を行うために必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認めた法人に委託先が特定されているため、単独随意契約としている。

⑥外部監査の結果

本委託業務は、運転免許の取得に必要な「普通仮免許、中型仮免許、大型仮免許」について、府下に所在する指定自動車教習所23校に対し、指定を受けた免許種別に委託をしている。

平成26年度中、約33千件の仮免許申請、約30千件の仮免許交付が行われた。なお、仮運転免許とは、日本の運転免許のひとつで、自動車運転免許を取得しようとする人が、路上で運転の練習をするために必要な運転免許である。また、指定自動車教習所とは、道路交通法第99条に基づき、公安委員会が指定した自動車教習所(自動車学校)のことである。指定自動車教習所を卒業すると、運転免許証を取得する際の技能試験が免除される。

また本委託業務は委託料単価で契約され、契約された委託料単価に実際の受験者人数を乗じて委託料が支払われる。

本業務委託にかかわる積算は、本業務に必要な人件費、会場借上料、機材費の金額と【表3.17.3の3】のとおり仮免許試験及び付随業務に要する時間を作業ごとに詳細に分析した時間を基礎に1人当たり単価として算定されている。

【表3.17.3の3】 仮運転免許試験及び付随業務の積算に係る時間分析

教習生に対す仮運転免許試験及び付随業務	1人あたりに要する時間	
	合格者	不合格者
申請書作成要領の説明	1分00秒	1分00秒
受講者の確認と添付書類の確認	2分00秒	2分00秒
受講要領の説明	1分00秒	1分00秒
氏名、確認事項の点検記入	1分00秒	1分00秒
適性試験実施の補助	1分00秒	1分00秒
試験結果の記入	3分00秒	3分00秒
受験者の確認、座席指定	40秒	40秒
試験問題、答案用紙の配布	40秒	40秒
学科試験実施の補助（30分）	5分00秒	5分00秒
試験問題、答案用紙の回収	40秒	40秒
受験票に結果の記入	1分00秒	1分00秒
本籍、住所、氏名、番号の記入	1分30秒	-
写真の貼り付け	30秒	-
公安委員会への報告	1分00秒	-
交付取扱簿に指名等の記入	30秒	-
証紙の貼付	30秒	-
仮免許写真に刻印を受ける	-	-
交付警察署への往復	5分00秒	-
一括交付の仮免許証を各人に交付	30秒	-
仮免許証登録票の作成	1分00秒	-
合計	27分30秒	17分00秒

そして、積算単価と予算単価を比較し、予算単価が積算単価を下回っているため、予算単価を委託単価としている。なお、過去の積算単価及び委託単価は【表 3.17.3 の 4】のとおりであり、積算単価は平成 26 年度に増加しているが、委託単価は每期減少傾向にある。委託単価と積算単価の比率は、平成 26 年度では 86.7%となっている。

【表3.17.3の4】 積算単価と委託単価の推移

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
積算単価（円）	1,216	1,206	1,281
委託単価（円）	1,123	1,113	1,110
委託単価/積算単価	92.4%	92.3%	86.7%

なお、当該委託料単価で、指定自動車教習所 23 校と一律に契約されている。

(3)高齢者講習委託業務

①委託内容

年齢が70歳以上の高齢者運転に対する免許更新時の法定講習であり、この講習を受講すれば更新時講習が免除される。

②委託の経過及び理由

平成10年10月1日から受講者の人数・利便性等を踏まえて委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

高齢者の更新時講習として、身近な場所の選択及び受講予約が効率的に行えている。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.17.3の5】 高齢者講習委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約(単独)	随意契約(単独)	随意契約(単独)
委託先	京都府自動車学校ほか (21教習所)	京都府自動車学校ほか (21教習所)	京都府自動車学校ほか (22教習所)
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	138,421	131,459	141,612
契約(支払)金額	140,128	152,503	192,226

高齢者講習のニーズの増加により平成26年度には単独随意契約先を1校増加し、22校と契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

道路交通法第108条の2第3項及び同施行規則第38条の3により、講習を行うために必要かつ適切な組織・設備及び能力を有すると公安委員会が認めた法人に委託先が特定されているため。

⑥外部監査の結果

本委託業務は、公安委員会直轄で行うほか、京都府下に所在する指定自動車教習所22校に対し委託されており、府下の高齢運転者のニーズに対応し府民の利便性に配慮がなされている。

平成26年度中は、教習所で約36千人の高齢者講習を実施しており、今後、団塊の世代が高齢運転者となる平成29年度以降の需要は益々高くなることが想定される。京都府としても公安委員会直轄講習体制の強化並びに教習所への受入体制の強化を指示しているとの説明を受けているが、高齢者講習指導員、認知機能検査員の養成や増員等の受入

体制も含め適時適切な体制準備の継続が重要となる事業である。

(4)停止処分者講習委託業務

①委託内容

道路交通法等に定める基準該当違反者に対する講習で、基準に従い「短期、中期、長期」と区分された違反運転者の講習で、学科・実技及び考査により行い、運転者に対する再教育を行う。

②委託の経過及び理由

平成16年度から、一般財団法人京都府交通安全協会と指定自動車教習所に委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

京都市地域、及び府南部・北部地域の受講対象者に対する利便性と受講率が上がる。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.17.3の6】 停止処分者講習の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約(単独)	随意契約(単独)	随意契約(単独)
委託先	(一財)京都府交通安全協会ほか	(一財)京都府交通安全協会ほか	(一財)京都府交通安全協会ほか
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	82,948	85,229	84,643
契約(支払)金額	76,070	66,695	63,140

停止処分者講習は、一般財団法人京都府交通安全協会（運転免許試験場内）と府下の指定自動車教習所である山城自動車教習所、園部安全自動車学校、京都府舞鶴自動車学校の計4機関に委託されている。平成16年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

道路交通法第108条の2第3項及び同施行規則第38条の3により、講習を行うために必要かつ適切な組織・設備及び能力を有すると公安委員会が認めた法人に委託先が特定されているため、単独随意契約としている。

⑥外部監査の結果

停止者処分講習の受講者数について質問したところ、おおよそ1講習当たりの受講者は、8.5人から15人である旨の回答を得た。指定自動車教習所の数を増加させることは

受講者の利便性にはつながるものの、講習 1 回あたりの人数の減少につながり、経費増になる可能性も想定される。現在の委託先の数及び場所は南部・北部地域のバランス、受講生の数等からおおむね適正と考えるが、今後の人口推移や受講者のニーズに対応して見直しを検討することも必要となるであろう。

(5)安全運転管理者等講習委託業務

①委託内容

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する安全運転管理者等に対する講習及び付随する事務の委託。

②委託の経過及び理由

平成 21 年度から公平性を確保するため、一般競争入札により委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

講師の要件として専門的知識を要する者が選定対象となっており、質の高い講習ができるとともに、受講者に対して、講習内容に対する意見・要望等について、アンケートを実施し、次年度の講習内容に反映している。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.17.3の7】 安全運転管理者等講習委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	一般競争入札(不落) → 随意契約(単独)	一般競争入札(不落) → 随意契約(単独)	一般競争入札(不落) → 随意契約(単独)
委託先	(一財)京都府 交通安全協会	(一財)京都府 交通安全協会	(一財)京都府 交通安全協会
契約期間	平成24年4月16日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月15日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月25日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	16,154	16,154	16,830
契約(支払)金額	16,023	15,987	16,522

一般競争入札を実施しているが、入札が 1 事業者のみの状況が続いている。

⑤単独随意契約とした理由

本委託事業は一般競争入札として実施しているが、入札価格が予定価格を上回り不落となったため、結果として単独随意契約となっている。

⑥外部監査の結果

府内の事業所で乗車定員 11 人以上の自動車 1 台以上、又はその他の自動車 5 台以上を使用している場合は、安全運転管理者を選任する。さらに 20 台以上の台数を所有してい

る事業者はその台数に応じて、副安全運転管理者を選任することになっている。安全運転管理者、副安全運転管理者を総称して安全運転管理者と称している。

本事業は、年間 40 回以上の講習を委託しており未受講事業所がある場合、補充講習を実施する。なお、平成 26 年度の受講者数は約 6,500 人、受講率は 99.7%となっている。

事業の履行確認は講習実施結果報告書に基づく確認を講習終了毎に実施されている。受講生に対するアンケートを実施し次年度の講習内容に反映する等、講習内容の向上についても適切な対応がとられている点は評価できる。

(6)運転免許更新時講習等委託業務

①委託内容

運転免許の更新時における法定講習であり、過去 5 年間の違反歴等により、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習、初回運転者講習及び特定任意講習の 5 種類の講習がある。

②委託の経過及び理由

昭和 47 年 4 月から、警察業務の合理化を図るために委託するとともに、一般競争入札により委託の透明性を確保している。

③委託の効果（経費面を除く）

運転免許試験場及び府下警察署等の 14 箇所を講習会場として実施しており、年 30 万人から 35 万人が受講している。

④契約方法及び委託先の状況

【表 3.17.3 の 8】 運転免許更新時講習等委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	一般競争入札(不落) → 随意契約(単独)	一般競争入札(不落) → 随意契約(単独)	一般競争入札 最低価格落札方式	一般競争入札 最低価格落札方式
委託先	(一財)京都府 交通安全協会	(一財)京都府 交通安全協会	(一財)京都府 交通安全協会	(株)ブレインワークス
契約期間	平成24年6月1日 ～ 平成25年7月31日	平成25年8月1日 ～ 平成26年7月31日	平成26年8月1日 ～ 平成27年7月31日	平成27年8月1日 ～ 平成28年7月31日
入札参加者数	1	1	2	2
予定価格	154,326	131,945	136,066	128,986
契約額	154,326	131,945	44,556	63,068
契約額/予定価格	100.0%	100.0%	32.7%	48.9%

一般競争入札として実施している。一般財団法人京都府交通安全協会以外に入札がない状況が続いていたが、平成 26 年度からは交通安全教育事業を行う一般事業者 1 事業者が入札に加わり、その結果、平成 27 年度は同事業者が落札した。

⑤外部監査の結果

【表 3.17.3 の 8】のとおり一般競争入札が実施されているが、平成 24 年度及び平成 25 年度は、一般財団法人京都府交通安全協会が入札により業務を実施した。平成 26 年度からは一般事業者 1 事業者が入札に加わり、その結果平成 27 年度は一般事業者が落札し、更新時講習を実施することとなった。入札参加者が複数となったことにより、単独での入札の時と比較して大幅に委託料が下がった点は評価できる。【表 3.17.3 の 8】のとおり、一般事業者 1 事業者が入札に加わった結果、予定価格に対する契約額は、平成 26 年度は 32.7%、平成 27 年度は 48.9%まで下落している。

また、本契約における契約期間は単年度契約となっているが、同様の事業は滋賀県でも外部委託が行われており、滋賀県では複数年契約となっている。

本業務委託の範囲は、運転免許更新時の講習及び更新時講習受講証明書の発行であるが、免許の交付事務は「運転免許関係事務委託業務」として一般財団法人京都府交通安全協会に業務委託されている。そのため、以前は 1 名で対応できていた講習会場での事務業務が、それぞれの委託先から計 2 名の事務方が必要となった。実際に現場を調査したところ 2 名で業務を分けて対応されていた。この点、外部委託先が分かれたことにより非効率になっている可能性があるが、免許更新という一連の業務を 2 事業者が連携して行うことにより、府民サービスの向上が図れるとともに、適正業務が推進されるというメリットがあるとの説明である。

(7)運転免許関係事務委託業務

①委託内容

免許試験場で運転免許更新申請受付、運転免許試験申請受付を委託している。また、警察署等でも運転免許更新申請受付、運転免許証交付業務、運転免許証再交付申請受付、免許証再交付業務等を委託している。

②委託の経過及び理由

免許試験場の設立当初から警察職員の負担軽減を理由として一般競争入札により委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

警察職員の負担軽減

④契約方法及び委託先の状況

【表3.17.3の9】 運転免許関係事務委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	一般競争入札(不落) → 随意契約(単独)	一般競争入札(不落) → 随意契約(単独)	一般競争入札(不落) → 随意契約(単独)
委託先	(一財)京都府 交通安全協会	(一財)京都府 交通安全協会	(一財)京都府 交通安全協会
契約期間	平成24年6月1日 ～ 平成25年7月31日	平成25年8月1日 ～ 平成26年7月31日	平成26年8月1日 ～ 平成27年7月31日
予定価格	82,274	69,501	77,636
契約(支払)金額	69,089	67,608	75,789

一般競争入札を実施しているが、入札が1事業者のみの状況が続いている。

⑤単独随意契約とした理由

本委託事業は一般競争入札として実施しているが、入札価格が予定価格を上回り、不落となったため、結果として単独随意契約となっている。

⑥外部監査の結果

運転免許試験場においては、免許更新申請の受付と免許試験申請の受付を委託している。そして、受付けた後の登録、視力検査、写真撮影、免許証交付等はすべて警察職員で行われている。また、警察署の他に京北交番、網野交番、久美浜交番、舞鶴警察署東庁舎等の大型交番等においても同様の事務が委託されている。あくまでも免許証の作成については運転免許試験場で行い、それを警察署等に送付し、警察署で本人に交付するという流れになる。委託業務の監督の方法、頻度については日々警察職員と連携しての業務遂行になるので、この点しっかり管理できているとの説明を受けている。また、毎月の業務完了後、速やかに業務完了報告書の提出を受け履行確認がされていることを確認した。

(8)運転免許証更新通知事務等委託業務

①委託内容

免許更新時期になった者に対して誕生日の1カ月前の更新期間等を記した書面を送付する業務、70歳以上75歳未満の者に対して誕生日の6カ月前に高齢者講習に関する必要事項を記した書面を送付する業務及び75歳以上の者に対して高齢者講習及び認知機能検査に関する必要事項を記した書面を送付する業務の委託。

②委託の経過及び理由

平成6年度途中から、警察職員の負担軽減を理由として一般競争入札による委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

警察職員の負担軽減

④契約方法及び委託先の状況

【表3.17.3の10】 運転免許証更新通知事務等委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	一般競争入札(不落) → 随意契約(単独)	一般競争入札(不落) → 随意契約(単独)	一般競争入札(不落) → 随意契約(単独)	一般競争入札 最低価格落札方式
委託先	(一財)京都府 交通安全協会	(一財)京都府 交通安全協会	(一財)京都府 交通安全協会	㈱ブレインワークス
契約期間	平成24年6月1日 ～ 平成25年7月31日	平成25年8月1日 ～ 平成26年7月31日	平成26年8月1日 ～ 平成27年7月31日	平成27年8月1日 ～ 平成28年7月31日
入札参加者数	1	1	1	2
予定価格	47,492	40,919	46,550	47,206
契約額	47,492	40,919	46,550	32,326
契約額/予定価格	100.0%	100.0%	100.0%	68.5%

⑤外部監査の結果

運転免許証更新通知は警察側から更新時期の該当者等のデータを受託者に提供し、それを受託者は葉書に印刷し、該当者に郵送する業務である。業務の監督は、毎日、翌日に前日の通知件数の報告を受け、さらに毎月の業務完了後、速やかに業務完了報告書の提出を受けることにより履行確認をしているとの報告を受けている。この点、管理監督は適切に行われていると考える。また、個人情報の管理についても契約書等で適切に定めその情報管理状況を確認しているとのことであるが、重要な個人情報を扱う業務であるため今後も情報管理の徹底が重要である。

一般競争入札として実施しているが、入札価格が予定価格を上回り、不落となったため、結果として一般財団法人京都府交通安全協会と単独随意契約となっているが、平成27年度は、1事業者が入札に加わり、その結果平成27年度は別の事業者が落札した。入札参加者が複数となったことにより、単独での入札の時と比較して大幅に委託料が下がった点は評価できる。【表3.17.3の10】のとおり、一般事業者1事業者が入札に加わった結果、予定価格に対する契約額は、平成27年度は68.5%まで下落している。

(9)原付講習委託業務

①委託内容

原付免許取得時に義務付けられた講習であり、実技120分、講義60分を実施。

②委託の経過及び理由

平成18年度から一般財団法人京都府交通安全協会と指定自動車教習所に委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

京都市地域及び府南部・北部地域の受講対象者に対する利便性と受講率が上がる。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.17.3の11】 原付講習委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約(単独)	随意契約(単独)	随意契約(単独)
委託先	(一財)京都府交通安全協会ほか	(一財)京都府交通安全協会ほか	(一財)京都府交通安全協会ほか
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	23,772	23,655	24,645
契約(支払)金額	20,882	20,082	19,241

原付講習は一般財団法人京都府交通安全協会（運転免許試験場内）とニュードライバ一教習所、山城田辺自動車学校（京田辺市）、京都府峰山自動車学校、京都府舞鶴自動車学校の計5機関に委託しており、平成18年度から継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

道路交通法第108条の2第3項及び同施行規則第38条の3により、講習を行うために必要かつ適切な組織・設備及び能力を有すると公安委員会が認めた法人に委託先が特定されているため、単独随意契約としている。

⑥外部監査の結果

原付講習の受講者数について質問したところ、おおよそ1講習当たりの受講者は、1.4人から19.4人である旨の回答を得た。指定自動車教習所の数を増加させることは受講者の利便性にはつながるものの、講習1回あたりの人数の減少につながり、経費増になる可能性も想定される。現在の委託先の数及び場所は、南部・北部地域のバランス、受講生の数等からおおむね適正と考えるが、今後の人口推移や受講者のニーズによっては、見直しを検討することも必要となるであろう。

(10)自動車保管場所証明現地調査委託業務

①委託内容

自動車の保管場所の確保に関する法律第4条及び同法施行令第1条の各号に規定された保管場所の要件全てに申請場所が該当するか否かの現地調査確認の委託。

②委託の経過及び理由

警察職員の負担軽減のため委託を実施。平成16年度から、随意契約から一般競争入札

最低価格落札方式に変更した。さらに、平成 24 年度から一般競争入札総合評価方式に変更した。

③委託の効果（経費面を除く）

迅速な現地調査実施による自動車保管場所証明の早期交付。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.17.3の12】 南部自動車保管場所証明現地調査委託業務の契約経緯

契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
	最低価格落札方式	総合評価方式	総合評価方式
委託先	(株)アイヴィジット	(一財)京都府交通安全協会	(一財)京都府交通安全協会
契約期間	平成23年6月1日 ～ 平成24年5月31日	平成24年6月1日 ～ 平成27年7月31日	平成27年8月1日 ～ 平成30年7月31日
契約年数	1年	3年	3年
入札参加者数	2	1	2
契約額(千円)	34,434	179,636	176,256
年あたり契約額(千円)	34,434	59,879	58,752
1件当たり単価(円)	458	757	800
H24比較単価差異(円)		299	342

【表3.17.3の13】 北部自動車保管場所証明現地調査委託業務の契約経緯

契約方法	一般競争入札	一般競争入札(不落)	一般競争入札
	最低価格落札方式	→ 随意契約(単独)	総合評価方式
委託先	(株)アイヴィジット	(一財)京都府交通安全協会	(一財)京都府交通安全協会
契約期間	平成23年6月1日 ～ 平成24年5月31日	平成24年6月1日 ～ 平成27年7月31日	平成27年8月1日 ～ 平成30年7月31日
契約年数	1年	3年	3年
入札参加者数	2	1	2
契約額(千円)	40,303	184,577	186,624
年あたり契約額(千円)	40,303	61,526	62,208
1件当たり単価(円)	528	771	800
H24比較単価差異(円)		243	272

平成 16 年度以降単年度契約の一般競争入札最低価格落札方式により入札が実施されていたが、平成 24 年度から 3 年契約の一般競争入札総合評価方式に変更されている。これは、過去に落札した一般事業者による業務上のトラブルが生じたことを理由として、確実な現地調査業務の履行のため、より信頼性の高い現地調査員を確保するという観点から総合評価方式に変更したとの説明を受けている。

また、【表 3.17.3 の 13】 のとおり、1 件当たりの単価は一般競争入札で行われた平成 24 年度と比較して大幅に増加している。

⑤外部監査の結果

本委託契約は履行場所を警察署単位で南部・北部に2分割し、それぞれで外部委託を行っており、おおよそ南部で44,000件、北部で50,000件の現地調査が実施されている。なお、ここでの南部・北部という区分は、山科署・伏見署・向日町署以南を南部とし、川端署・南署・東山署・右京署以北を北部とする区分となっている。一括での外部委託や警察署単位とせず、南部・北部の2区分としたのは、以前は一括で外部委託を行っていたが、一括での外部委託とすると範囲があまりに広くなり、入札に参加できる事業者が限られてくるということ、警察署単位にすると季節、曜日、警察署間で申請にばらつきがあり、かえって非効率になるためとの説明を受けた。

平成27年度の総合評価は【表3.17.3の14】のとおり行われ、A事業者の方が北部・南部ともに価格点は高かったものの、条件項目別審査点を合計するとB事業者が上回り、結果としてB事業者が選定された。

【表3.17.3の14】平成27年度自動車保管場所現地調査委託業務の条件項目別審査点結果

	A事業者	B事業者
入札価格点		
北部	40.4	38.3
南部	48.9	38.3
条件項目別審査点	33.3	46.6
(公平中立性)	6	6
(責任性)	7.5	12.9
(信頼性)	3.3	5
(リスク体性)	6.3	10
(安定性)	7.5	9.4
(確実性)	2.7	3.3
北部ブロック計	73.7	84.9
南部ブロック計	82.2	84.9

なお、今回の監査全般において同一委託先が他の部局とも契約している事例が散見されたが、前述のような過去のトラブルについてまで全庁的に情報交換はしていないとのことであった。

(11) 交通情報提供委託業務

①委託内容

警察が収集した交通情報をラジオ・電話等により提供する業務。

②委託の経過及び理由

昭和 54 年から委託。道路交通法第 109 条の 2 第 2 項において、内閣府令で定める者に交通情報の提供に係る事務を委任することができることとされている。ラジオ、テレビ等による交通情報の放送が一般的であり、委託先は公益財団法人日本道路交通情報センター（JARTIC）となっている。

③委託の効果（経費面を除く）

警察事務の省力化と、迅速かつ正確・適切な交通情報提供による交通の安全と円滑が図れる。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.17.3の15】 交通情報提供委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約(単独)	随意契約(単独)	一般競争入札(不落) → 随意契約(単独)
委託先	(財)日本道路 交通情報センター	(公財)日本道路 交通情報センター	(公財)日本道路 交通情報センター
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	9,750	9,750	10,029
契約金額	9,750	9,750	10,029

昭和 54 年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

交通情報の提供に係る事務を公安委員会が委託できる者は、交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人または一般財団法人とされており（道路交通法施行規則第 38 条の 7 第 2 項）、公益財団法人日本道路交通情報センターは、交通情報の提供を行うための法人として認定された財団法人であり、全国に都道府県センターを設置し、交通情報提供に必要な人員の配置、必要機材を整備しており、現時点では唯一の交通情報業務を実施する能力を有する法人であるため。

⑥外部監査の結果

本委託事業について、高速道路においてはネクスコ西日本(西日本高速道路株式会社)が渋滞情報等を提供し、また、カーナビや携帯電話でも様々な情報が得られる昨今において、あえて外部委託する必要があるかを質問した。

担当者からは、ネクスコ西日本が提供する内容は高速道路に限られており、交通情報は警察が収集する情報やネクスコ西日本、道路管理者などから送られてくる情報を警察

庁が一元的に集約し、提供しているとの回答を得た。また、道路交通情報はラジオ放送が一般的であるが、あくまでも一般的なドライバー向けの情報であり、個々の情報については、現在も、日本道路交通情報センターの職員が直接答えることも多いとの回答を得た。

しかしながら、今後も引き続き利用者ニーズの変化、技術の進歩による代替的手段活用の可能性等についても注視し、道路交通情報の最適な提供方法について継続的な検討が望まれる。

(12)パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の運用管理委託業務

①委託内容

パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備の運用管理及び維持管理

②委託の経過及び理由

昭和60年から道路交通法第49条第3項及び同法施行規則第6条の8の規定に基づき、委託を実施

③委託の効果（経費面を除く）

警察事務の省力化と機器不具合発生時の迅速な対応による利用者の負担を軽減

④契約方法及び委託先の状況

【表3.17.3の16】 パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の運用管理委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	随意契約
入札参加者数	1	2	
委託先	(株)セノン	(株)セノン	(株)セノン
契約期間	平成24年6月1日 ～ 平成25年7月31日	平成25年8月1日 ～ 平成26年7月31日	平成26年8月1日 ～ 平成27年7月31日
予定価格	38,351	30,000	30,000
契約金額	32,445	27,720	29,970

一般競争入札を実施している。平成25年度は2事業者の入札があったが、平成26年度は再び入札参加者が1事業者のみとなった。

⑤外部監査の結果

本委託事業については、平成25年度は2事業者の入札があったが平成26年度は再び入札参加者が1事業者となり、入札価格が予定価格を上回り、不落となったため、結果として単独随意契約となっている。

現在パーキング・メーターは紫明通り1カ所、パーキング・チケットは釜座通り他4

カ所に設置してあるが、民間のコインパークが普及してきているので今後は減らしていく方向で検討しているとの説明を受けた。

(13)道路使用許可現地調査委託業務

①委託内容

道路上の工事及び工作物設置工事の現場における道路、交通の状況及び工作物等の設置状況の調査。

②委託の経過及び理由

平成10年から道路交通法第108条の31の規定に基づき、一般財団法人京都府交通安全協会を「京都府交通安全活動推進センター」と指定して随意契約により業務を委託。

③委託の効果（経費面を除く）

交通の安全と円滑性を確保。工事現場調査における不具合の是正指導等により交通事故及び交通渋滞を防止。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.17.3の17】 道路使用許可現地調査業務委託の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約(単独)	随意契約(単独)	随意契約(単独)
委託先	(一財)京都府交通安全協会	(一財)京都府交通安全協会	(一財)京都府交通安全協会
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	10,280	10,280	10,941
契約(支払)金額	10,280	10,280	10,941

平成10年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

京都府公安委員会により一般財団法人京都府交通安全協会が「京都府交通安全推進センター」と指定されているため。

⑥外部監査の結果

委託先は、道路使用許可現地調査として、条件履行状況と原状回復状況を調査する。条件履行状況は、道路使用範囲、交通整理員、交通安全施設等の視認性の調査であり、原状回復状況は、標識・標示、信号機、その他の安全施設、路面の回復状況等の調査をそれぞれ委託している。

(14) 放置車両確認事務委託業務

① 委託内容

駐車監視員活動ガイドラインに沿った放置違法駐車車両であることの実事確認及び確認標章の取付業務を委託した。

② 委託の経過及び理由

平成 18 年 6 月 1 日の道路交通法改正に伴い、放置車両の確認業務の民間委託が可能となったことを理由として、平成 18 年度から委託事業者を一般競争総合評価方式で入札して事業者を決定し業務委託。

③ 委託の効果（経費面を除く）

駐車苦情の 110 番件数は減少し、放置駐車違反車両の減少と駐車秩序の維持につながっていると認められる。

④ 契約方法及び委託先の状況

【表 3.17.3 の 18】 放置車両確認事務委託業務の契約経緯

(単位：千円)

ブロック	管轄	契約期間	入札参加者数	契約額	予定価格
西ブロック	西京警察署、右京警察署、南警察署の管轄区域	H25/7/1～H28/7/31	3	158,601	184,661
南ブロック	伏見警察署、山科警察署、宇治警察署の管轄地域	H25/7/1～H28/7/31	2	176,224	184,662
北ブロック	上京警察署、北警察署の管轄区域	H25/7/1～H28/7/31	4	83,143	99,396
中ブロック	東山警察署、中京警察署、下京警察署の管轄区域	H25/7/1～H28/7/31	4	219,300	238,041
東ブロック	川端警察署、下鴨警察署の管轄区域	H25/7/1～H28/7/31	2	116,177	127,348

各ブロックによって若干の差異はあるものの複数の入札参加がある。

⑤ 外部監査の結果

駐車監視員は委託された警察署管内において駐車監視員活動ガイドラインに沿って、放置違法駐車車両であることの実事確認と確認標章の取付けを行う。

府内においては、隣接警察署の重点路線が同じ場合、それぞれの警察署は契約が違っていると管轄を超えた取締ができず、公平性に失することになる等の理由から管轄をまたがった運用ができるように 5 ブロック制で契約されている。

また価格審査だけでなく会社の公共性・適正性・確実性を総合的に評価するため一般

競争総合評価方式としているとの説明を受けている。

放置車両確認事務委託業務について京都市内以外の警察署管轄での外部委託の状況を質問した。平成 22 年 7 月 1 日から宇治警察署管内において、1 ユニット 2 人が現在も稼働中であり、また、平成 25 年度の入札に際し、市内に隣接する警察署管内において、駐車監視員配置の是非について検討したが、駐車禁止規制が実施されていない地域が多いこと、同一場所での駐車苦情が多く、交番、交通課員の対応で十分等の理由から配置しなかったとの回答を得た。

本外部委託は一般競争入札総合評価方式で行われており、総合評価点は入札価格点と条件項目別審査点の合計として得点化され最も総合評価点が高い者を落札者として決定する。

3.17.4 結論

(1)指摘事項

①部局間の情報の共有化について

知事室長グループ所管の「京都府旅券事務所申請受付・作成・交付・相談等業務」を実施する外部委託事業者は、警察本部所管の「自動車保管場所証明現地調査委託業務」も実施していた。しかし、これらの業務委託前には部局間で委託先の情報が共有されておらず、警察本部で問題点が指摘されていたことを知事室長グループでは全く把握せずに委託先を選定していた。

否定的な情報をいつまでも引き摺り再挑戦の機会を奪うことは避けなければならない、取扱に留意が必要であるが、例えば入札指名停止をはじめとした重大な情報については随意契約の場合においても京都府全体で共有を図る仕組みを構築すべきである。

委託に関する情報を一元的に把握することができれば、より適切な判断が可能であり、京都府全体にとってもメリットがあるのではないかと考える。

ただし、全庁共通の事項であるため、部局での対応は困難であると考ええる。

(2)意見

①一般競争入札における入札参加者数の増加の取組について

「安全運転管理者等講習委託業務」、「運転免許関係事務委託業務」は一般競争入札で事業者選定を実施しているものの入札参加者は平成 26 年度までは 1 事業者のみとなっている。また、「パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の運営管理」は平成 25 年度には 2 事業者の入札があったが、平成 26 年度は再び入札参加者が 1 事業者のみとなった。

道路交通法に基づく様々な制約のある業務であることは理解できるが、経済的な委託料にするという一般競争入札の趣旨に鑑み、京都府は入札参加者が複数となるように努めることが望まれる。

京都府としては、入札情報公開システム、京都府ホームページ、府民だより等により告知を図っているが、さらなる告知の推進が望まれる。

さらに、例えば、時間的に余裕を持ったスケジュールを設定する、入札に参加しない理由等を把握し、入札に参加しやすい条件改善を行うなど、複数の入札者の参加を推進する対策を検討されたい。

②積算単価と委託単価の乖離について

「仮運転免許事務委託業務」は、指定自動車教習所 23 校と一律の委託単価で契約されている。なお、委託単価は平成 24 年度が 1,123 円、平成 25 年度が 1,113 円、平成 26 年度が 1,110 円と減少傾向である一方、積算単価は平成 24 年度が 1,216 円、平成 25 年度が 1,206 円、平成 26 年度が 1,281 円と平成 25 年度ではやや減少しているものの、平成 26 年度では増加に転じており、委託単価と積算単価は乖離傾向にある。同一業務の外部委託であり、同一委託単価により一律に契約するという事は理解できる。また、経済的合理性という観点からも委託単価の減少傾向は望ましいともいえる。

しかし、詳細な時間分析により精緻な積算単価が計算されていることに鑑みると、今後も委託単価との間に乖離傾向が続くのであれば、積算単価と委託単価の乖離の内容及び原因を分析し、今後の更なる積算の精緻化に反映させることが望まれる。

③業務委託範囲の見直しの可能性について

「運転免許証更新時講習等委託業務」の委託の範囲は、運転免許更新時の講習及び更新時講習受講証明書の発行であり、免許の交付事務は「運転免許関係事務委託業務」として他の事業者に業務委託されている。そのため、以前は 1 名で対応できていた講習会場での事務業務が、それぞれの委託先から計 2 名の事務方が必要となった。実際に現場を調査したところ 2 名で業務を分けて対応されていた。この点、外部委託先が分かれたことにより非効率になっている可能性がある。業務委託範囲の見直しによる業務の効率化の可能性を検討されたい。

4 総括（指摘事項及び意見のまとめ）

4.1 個別事項の総括

【表 4.1 の 1】個別事項の総括表

部局	更なる外部委託	業務の集約連携	入札/応募者増加・強化	予定価格設定方法	総合評価・プロポーザル方式の採点	単独随意契約の妥当性	業務自体の有効性・効率性
全般・共通		給付事務、補助金事務 部局間の情報共有化	・一般競争入札及びプロポーザル方式の工夫 ・長期継続契約の委託先の経営状態の把握	予定価格として利用する参考価格			
知事室長グループ		(部局間の情報共有化) ・広報紙配布の府市連携	(入札参加者数増加取組) (入札参加条件緩和) (長期継続契約委託先の経営状態把握)	(予定価格として利用する参考価格)	・プロポーザル方式における審査手続 ・プロポーザル方式における採点基準		・旅券事務所へのカメラ設置 ・テレビ、ラジオ広報番組の府民への周知 ・IT、ネット技術の有効活用
職員長グループ	職員住宅の緊急修繕受付業務						
会計管理者							
総務部	自動車二税申告書受理確認業務	電話業務の集約				・単独随意契約からプロポーザル方式への変更可能性 ・単独随意契約の長期継続	・府税徴収金のクレジット納税や電子納税の導入 ・用紙の別途調達
政策企画部			(公募参加者数増加取組)				
府民生活部		・マザーズジョブカフェの統合発注 ・ジョブパークとマザーズジョブカフェの受付統合等	(プロポーザル日程見直し)		・プロポーザル方式における評価項目 ・所管部署職員の評価委員への任用排除		北京都マザーズジョブカフェの運営縮小
文化スポーツ部	就学支援金、給付金		(入札日程見直し)	(予定価格として利用する参考価格)	プロポーザル方式における採点基準		京都府スポーツセンターの契約形態・運営方針
環境部			(プロポーザル日程見直し)		低評価結果における再公募		
健康福祉部	電話相談業務の直営・委託判断 診療報酬請求事務の合同委託		(公募参加者数増加取組)		プロポーザル方式における採用基準	単独随意契約からプロポーザル方式への変更可能性	・重度障害者等緊急生活支援事業の事前検討 ・委託業務の事後評価 ・北京都ジョブパークの効率向上 ・セミナー実施方法の見直し

部局	更なる外部委託	業務の集約連携	入札/応募者増加・強化	予定価格設定方法	総合評価・プロポーザル方式の採点	単独随意契約の妥当性	業務自体の有効性・効率性
商工労働観光部		府市検査機関共同化	(公募参加者数増加)	(予定価格として利用する参考価格)			・観光誘客新商店街づくり事業自体の効果 ・京都ちーびず推進人づくり事業の雇用継続の取組 ・企業立地促進開拓員の必要性
農林水産部		実践農場整備事業、新規就農・就業者定着促進事業、農林水産業ジョブカフェ事業の統合		予定価格の積算における人員分析			ツキノワグマの誤捕獲減少
建設交通部							効果的な施策の独自検討
議会事務局			(長期継続契約委託先の経営状況)	(予定価格として利用する参考価格)			議会活動広報の配信方法の多様化
監査委員事務局							法定監査結果の一部利用
人事委員会事務局		職員採用試験システムの共同開発・運用					
教育委員会	平日昼間の電話相談業務委託	・電話相談業務連携 ・就学支援金・給付金の他府県連携	(入札・プロポーザル日程見直し)	スクールバス運行における低入札価格調査制度等			・就学支援金・給付金でのマイナンバー活用 ・利用者評価の実施および利用結果の反映
警察本部		(部局間の情報共有化) ・業務範囲見直し	(入札参加者数増加取組)	積算単価と委託単価の乖離			

4.2 全体的事項

4.2.1 外部委託の取組推進に向けた検討の場の設置

(1)指摘事項

事務事業の外部委託を、人件費を中心とした現状の経費に比して支出が軽減されるという視点のみで進めると、次のような弊害を引き起こすことになるだろう。すなわち、外部委託料を不当に下げることによって外部委託事業者もしくはそこで働く人員に過度の負担が強いられたり、あるいは、安い外部委託料に見合った質の低いサービスしか提供されないことが考えられる。従って事務事業の外部委託を検討する際には、単なる支出の軽減だけでなく、業務の効率化を進めつつサービスの質の向上を図るという視点が求められる。その点、京都府においては、これらのバランスを確保しながら業務の効率化を進めサービスの向上を図る観点から様々な事務事業の外部委託を推進するとともに、「公契約大綱」を定め、公正な競争、地域経済への配慮、安心・安全の確保のバランスの取れた入札契約制度の構築に努めている。

しかしながら、近年においては、外部委託の検討は各部局に任されており、部局横断的な外部委託の検討も実施されていない。そこで今後、益々効率的に事務事業を執行するに当たっては、所属や部局の枠を超えた共通の物差しで事務事業を集約できないか、また、それらを集約した上で外部委託できないかを検討する場を設け、更なる業務効率化の検討を進める必要がある。

その際には、集約の規模や集約によって生じる新たな事務の発生など、集約化によるメリット・デメリットの検討やそれらを外部委託した場合の費用対効果の検討が必要であることは言うまでもないが、それらの検討を経て民間にできる業務は極力民間に任せていくべきである。

4.2.2 部局間の情報の共有化

(1)指摘事項

知事室長グループ所管の「京都府旅券事務所申請受付・作成・交付・相談等業務」を実施する外部委託事業者は、警察本部所管の「自動車保管場所証明業務」も実施していた。しかし、これらの業務委託前には部局間で委託先の情報が共有されておらず、警察本部で問題点が指摘されていたことを知事室長グループでは全く把握せずに委託先を選定していた。

否定的な情報をいつまでも引き摺り再挑戦の機会を奪うことは避けなければならない、取扱に留意が必要であるが、例えば入札指名停止をはじめとした重大な情報については随意契約の場合においても京都府全体で共有を図る仕組みを構築すべきである。

委託に関する情報を一元的に把握することができれば、より適切な判断が可能であり、京都府全体にとってもメリットがあるのではないかと考える。

4.2.3 長期継続契約における委託先の経営状態把握

(1)指摘事項

京都府では、一定の場合に限り複数年度にわたる契約が認められている。複数年度にわたる長期継続契約は、単年度契約に比べ、より事業の継続性の判断が適正になされる必要がある。しかしながら、今回の外部監査では、一般競争入札にせよプロポーザル方式にせよ、当該参加者の財政状態や経営成績が参加資格や評価項目に組込まれていない事案があった。少なくとも法人税申告書に添付されるレベルの決算書の提出を求め、財務状態や経営成績を把握し、契約期間中に業務の履行が困難になることがないであろうという心証を得る手続を導入すべきである。

4.2.4 更なる外部委託の可能性

先述のとおり、民間にできる業務は極力民間に任せていくことを前提に、外部監査の過程で実施された部局ヒアリングや事前アンケートを通じて、今後更なる外部委託が可能ではないかと思われる業務を検討した。そして全部局横断的な視点で定型・大量・反復・専門的業務から以下の業務を抽出した。

(1)意見

①給付・補助金事務

給付事務については、例えば、高等学校等就学支援金業務及び奨学のための給付金に係る業務は、私立学校については文化スポーツ部文教課が、公立学校については教育委員会高校教育課が担当している。これらだけでも集約化かつ外部委託の検討が必要であるが、他の部局においても給付事務は存在しており、共通又は類似の給付事務については併せて集約化かつ外部委託を検討されたい。

また、補助金事務についても申請書類の確認や補正を部局横断的に実施すれば、ボリュームも一定量確保でき、外部委託に足りる事業となる可能性がある。補助金事務のうち申請書類の確認や補正といった形式的なチェックについては定型業務であり、外部委託事務になじむ業務である。また、審査事務についても、すでに会計伝票の一次審査事務が集約化されていることに鑑み、形式的なチェックに限った実施など、補助金事務の集約化と外部委託を検討されたい。

②業務効率化・集約化等に関する改善活動

今回の外部監査において「日常業務を行う上で、一層の効率化を図るべきと考える事務事業がありますか。ある場合は、外部委託以外でどのような手法が考えられますか。」とのアンケートを実施したところ、各部局から様々な提案が寄せられた。それらの中には、部局間にまたがる事項もあった。部局内における日常の業務改善はもとより、部局をまたいだ業務集約など一層の効率化についても全庁的な取組を検討すべきと考える。

また、更なる外部委託の可能性については、ここで取上げなかった業務に関しても、民間に任せられる業務は積極的に外部委託を検討していくべきである。その際には、先

行的に取組を行っている部局や都道府県等を参考にしながら、スケールメリットの必要性や追加経費の削減の観点から共同化が望ましい業務については他部局や他の地方公共団体との相乗り等の連携も検討されたい。業務を一括して外部委託することが困難な場合には、業務の細分化により定型業務を抽出する等して外部委託の可能性を広げるよう努められたい。

以上